

## 第7章 環境影響評価の調査、 予測及び評価の手法



# 第7章 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法

本章では、環境影響評価項目として選定した各項目について、現況調査、予測及び評価の手法等を述べる。

なお、環境影響評価項目ごとに調査、予測及び評価の手法等が対比して見られるよう考慮して、下記の形式でまとめた。

- ・ 表は見開きの左ページ（偶数ページ）と右ページ（奇数ページ）としており、左ページに環境影響評価の項目と調査の手法、右ページに予測評価の手法について記載した。
- ・ 見開きページ毎に表の続きを記載した。
- ・ 環境影響評価の各項目について、必要に応じて参考資料及び関係図面等を掲載した。

計画地及びその周辺地域の状況を把握するための調査事項について、その調査手法等を記載した。

条例環境影響評価準備書において行う予測・評価事項について、その予測・評価手法等を記載した。

1 ○○○  
1. 1 ○○○

項目		調査		予測	評価
○	○	(1)調査項目		(3)予測・評価項目	
○	○	ア ○○○		<工事中>	
○	○	イ ○○○		ア ○○○	
○	○	(2)調査手法等		<供用時>	
		ア ○○○		イ ○○○	
		(ア) 調査目的		(4)予測手法等	(5)評価手法等
		(イ) 調査方法等		<工事中>	<工事中>
		イ ○○○		ア ○○○	ア 環境への影響の回避・低減の観点
		(ア) 調査目的		(ア) 予測地域・予測地点	○○○○
		(イ) 調査方法等		・○○○○	○○○○
				(イ) 予測時期	○○○○
				○○○○	イ 評価方法
				(ウ) 予測方法	(ア) ○○○
				○○○○	○○○○
				イ ○○○	○○○○
				(ア) 予測地域・予測地点	(イ) ○○○
				・○○○○	○○○○
					○○○○

－ 左ページ －

－ 右ページ －

1 大気

1. 1 大気質

項目	調査
大気 大気質	<p>(1) 調査項目</p> <p>ア 大気質の状況（二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）、二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）及び窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）、浮遊粒子状物質（SPM）、塩化水素（HCl）、ダイオキシン類、水銀（Hg）、微小粒子状物質（PM2.5））</p> <p>イ 気象の状況（風向、風速、気温、湿度、日射量、放射収支量）</p> <p>ウ 地形及び地物の状況</p> <p>エ 土地利用の状況</p> <p>オ 発生源の状況</p> <p>カ 自動車交通量等の状況（自動車交通量、車種構成、道路構造等の状況）</p> <p>キ 関係法令等による基準等</p> <p>(2) 調査手法等</p> <p>ア 大気質の状況</p> <p>（ア）調査目的 計画地及びその周辺の大気質の状況を把握し、工事中及び供用時における大気質の状況との比較等を行うための資料を得ること、並びに工事中の建設機械の稼働及び工事用車両の走行、供用時の排ガスの排出に伴う大気質濃度について予測・評価を行う際の予測条件等の資料を得ることを目的とする。</p> <p>（イ）調査方法等</p> <p>a 既存資料調査</p> <p>（a）調査項目（環境基準の設定項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・二酸化硫黄・二酸化窒素・浮遊粒子状物質・ダイオキシン類・微小粒子状物質</li> </ul> <p>（b）調査地点 以下に示す計画地周辺の一般局、自排局及び堤根処理センター周辺のダイオキシン類調査地点とする（p.128、図7.1-1参照）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般局：田島測定局、川崎測定局、幸測定局、潮田交流プラザ測定局、生麦小学校測定局</li> <li>・自排局：日進町測定局、市役所前測定局、遠藤町測定局、下末吉小学校測定局</li> <li>・堤根処理センター周辺のダイオキシン類調査地点：京町小学校、南河原小学校、南加瀬小学校、さくら小学校</li> </ul> <p>（c）調査期間 大気質の現状を把握するために最近の5年間とする。</p> <p>（d）調査方法 以下に示す既存資料を収集、整理し、計画地周辺の大気質の状況を把握する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「川崎市の大気データ」（川崎市ホームページ）</li> <li>・「環境局事業概要－公害編－」（川崎市）</li> <li>・その他川崎市等の公表資料 等</li> </ul> <p>b 現地調査</p> <p>（a）調査項目（環境基準の設定項目、煙突排ガスの規制項目）</p> <p>①一般環境大気質</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・二酸化硫黄</li> <li>・二酸化窒素及び窒素酸化物</li> <li>・浮遊粒子状物質</li> <li>・塩化水素</li> <li>・ダイオキシン類</li> <li>・水銀</li> <li>・微小粒子状物質</li> </ul> <p>②道路沿道大気質</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・二酸化窒素及び窒素酸化物</li> <li>・浮遊粒子状物質</li> </ul> <p>（b）調査地点</p> <p>①一般環境大気質 煙突排ガスによる影響が大きくなると想定される区域の現況濃度を把握するため、主風向と考えられる北北西を中心とした四方向を基本に、土地利用の状況等を踏まえ、計画地及び計画地周辺4地点の計5地点とする（p.128、図7.1-1参照）。 ※微小粒子状物質は、計画地1地点とする。</p> <p>②道路沿道大気質 工事用車両の走行ルートのうち、計画地が面する市道堤根2号線の1地点とする（p.129、図7.1-2参照）。</p> <p>（c）調査期間</p> <p>①一般環境大気質 年間季節変動が把握できるように、4季に各7日間の連続調査とする。</p> <p>②道路沿道大気質 年間の状況を把握できるように、2季に各7日間の連続調査とする。</p> <p>（d）調査方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・二酸化硫黄、浮遊粒子状物質</li> <li>「大気の汚染に係る環境基準について」に定める測定方法</li> <li>・二酸化窒素及び窒素酸化物</li> </ul>

<p.124 へ続く>

予 測	評 価
<p>(3) 予測・評価項目</p> <p>&lt;工事中&gt;</p> <p>ア 建設機械の稼働に伴う大気質濃度（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）</p> <p>イ 工事用車両の走行に伴う大気質濃度（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）</p> <p>&lt;供用時&gt;</p> <p>ア 排ガスの排出に伴う大気質濃度（二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類、水銀）</p>	
<p>(4) 予測手法等</p> <p>&lt;工事中&gt;</p> <p>ア 建設機械の稼働に伴う大気質濃度（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）</p> <p>(ア) 予測地域・予測地点</p> <p>長期将来濃度については概ね1km四方の範囲、短期将来濃度については計画地周辺とする。</p> <p>(イ) 予測時期</p> <p>工事期間の中から、工事の種類や使用建設機械の機種・台数等を考慮して、代表的な時期で周辺環境への影響が大きくなると想定される時期とする。</p> <p>(ウ) 予測方法</p> <p>a 予測条件</p> <p>建設機械の配置、汚染物質排出量、稼働計画等とする。</p> <p>b 予測方法</p> <p>予測方法は「窒素酸化物総量規制マニュアル(新版)、公害防止対策センター」に準拠する。</p> <p>長期将来濃度については、有風時は点源プルーム式、無風時・弱風時は点源パフ式を用い、拡散パラメータはパスキル・ギフォード線図から設定して予測する。</p> <p>短期将来濃度については、気象条件を大気安定度中立(D)、風速は1m/秒として予測する。</p> <p>イ 工事用車両の走行に伴う大気質濃度（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）</p> <p>(ア) 予測地域・予測地点</p> <p>工事用車両の走行ルートとなる市道堤根2号線、県道川崎町田線、市道柳町8号線の4地点とする(p.129、図7.1-2参照)。</p> <p>(イ) 予測時期</p> <p>工事期間の中で最も工事用車両(大型車)の台数が増える時期とする。</p> <p>(ウ) 予測方法</p> <p>a 予測条件</p> <p>工事用車両の走行ルート、汚染物質排出量、運行計画等とする。</p> <p>b 予測方法</p> <p>拡散計算式(パフ式、プルーム式)により、道路沿道における長期将来濃度(年平均値)を予測する。</p>	<p>(5) 評価手法等</p> <p>&lt;工事中&gt;</p> <p>ア 環境への影響の回避・低減の観点</p> <p>本事業では、工事に際して大気質への影響を極力低減するための措置を講じる計画であり、これらの内容を明らかにし、評価の条件とする。</p> <p>イ 評価方法</p> <p>(ア) 建設機械の稼働に伴う大気質濃度（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）</p> <p>「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」の内容及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p> <p>(イ) 工事用車両の走行に伴う大気質濃度（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）</p> <p>「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」の内容及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p>

<p.125へ続く>

項目		調査
大気	大気	<p>「二酸化窒素に係る環境基準について」に定める測定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・塩化水素</li> </ul> <p>「大気汚染物質測定法指針」に定める測定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダイオキシン類</li> </ul> <p>「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」に定める測定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水銀</li> </ul> <p>「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」に定める測定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・微小粒子状物質</li> </ul> <p>「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」に定める測定方法</p>
	イ	<p>気象の状況</p> <p>(ア) 調査目的</p> <p>工事中の建設機械の稼働及び工事用車両の走行、供用時の排ガスの排出に伴う大気質濃度について予測・評価を行う際の予測条件等の資料を得ることを目的とする。</p> <p>(イ) 調査方法等</p> <p>a 既存資料調査</p> <p>(a) 調査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風向 ・風速</li> </ul> <p>(b) 調査地点</p> <p>計画地及びその周辺における一般局のうち、風環境の状況が計画地周辺の環境と類似していると考えられる幸測定局とする。</p> <p>(c) 調査期間</p> <p>気象の現状を把握するために最新の1年間とする。なお、異常年検定にあたっては最近10年間のデータを整理する。</p> <p>(d) 調査方法</p> <p>以下に示す既存資料を収集、整理し、計画地周辺の気象の状況を把握する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「川崎市の大気データ」(川崎市ホームページ)</li> <li>・「環境局事業概要－公害編－」(川崎市) ・その他川崎市等の公表資料 等</li> </ul> <p>b 現地調査</p> <p>(a) 調査項目</p> <p>①上層気象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風向 ・風速 ・気温</li> </ul> <p>※煙突排ガスの拡散場となる上空と地上との風向の類似性、風速の傾向、気温の鉛直分布から上空の温度勾配や逆転層の発生高度と強さを確認し、予測条件の設定に使用。</p> <p>②地上気象(4季調査)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風向 ・風速</li> </ul> <p>※大気質調査期間中の風向・風速の状況を把握。</p> <p>③地上気象(1年間連続調査)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風向 ・風速 ・気温 ・湿度 ・日射量 ・放射収支量</li> </ul> <p>※計画地での1年間の気象調査(風向・風速、気温等)を行い、予測に用いる気象条件の設定に使用。</p> <p>(b) 調査地点</p> <p>①上層気象</p> <p>計画地とする(p.128、図7.1-1参照)。</p> <p>②地上気象(4季調査)</p> <p>計画地周辺4地点とする(p.128、図7.1-1参照)。</p> <p>③地上気象(1年間連続調査)</p> <p>計画地とする(p.128、図7.1-1参照)。</p> <p>※風向、風速調査は周辺建物の影響を受けない既存施設の建屋屋上で実施。</p> <p>(c) 調査期間</p> <p>①上層気象</p> <p>4季に各7日間(1日8回)の連続調査とする。</p> <p>②地上気象(4季調査)</p> <p>4季に各7日間の連続調査とする。</p> <p>③地上気象(1年間連続調査)</p> <p>1年間の連続調査とする。</p> <p>(d) 調査方法</p> <p>①上層気象</p> <p>「高層気象観測指針」に基づくGPSゾンデによる方法(地上1,000mまで観測)</p> <p>②地上気象</p> <p>「地上気象観測指針」による方法</p>

<p.126へ続く>

予 測	評 価
<p>&lt;供用時&gt;</p> <p>ア 排ガスの排出に伴う大気質濃度  (二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類、水銀)</p> <p>(ア) 予測地域・予測地点  長期将来濃度については概ね4 km 四方の範囲、短期将来濃度については計画地周辺とする。</p> <p>(イ) 予測時期  供用時において計画施設の稼働が定常の状態となる時期とする。</p> <p>(ウ) 予測方法</p> <p>a 予測条件  排出ガス量、汚染物質排出量、稼働計画等とする。</p> <p>b 予測方法  予測方法は長期将来濃度（二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類、水銀）については、「建設機械の稼働」と同様とする。短期将来濃度（二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素）については、高濃度発生の可能性がある以下の条件を対象としてプルーム式等を用いて予測する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大気安定度不安定時</li> <li>・上層逆転時</li> <li>・接地逆転層崩壊時</li> <li>・ダウンウォッシュ時</li> </ul>	<p>&lt;供用時&gt;</p> <p>ア 環境への影響の回避・低減の観点  本事業では、大気質への影響を極力低減するための措置を講じる計画であり、これらの内容を明らかにし、評価の条件とする。</p> <p>イ 評価方法</p> <p>(ア) 排ガスの排出に伴う大気質濃度  (二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類、水銀)  「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」の内容及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p>

項目		調査
大気	大気質	<p>ウ 地形及び地物の状況</p> <p>(ア) 調査目的 計画地及びその周辺の大気質の移流及び拡散に影響を及ぼす可能性のある地形及び地物の状況を把握することを目的とする。</p> <p>(イ) 調査方法等</p> <p>a 既存資料調査 以下に示す既存資料を収集、整理し、計画地及びその周辺の地形及び地物の状況を把握する。 ・「地形図」 等</p> <p>エ 土地利用の状況</p> <p>(ア) 調査目的 計画地及びその周辺の学校、病院、住宅等の分布状況その他の土地利用状況等を把握することを目的とする。</p> <p>(イ) 調査方法等</p> <p>a 既存資料調査 以下に示す既存資料を収集、整理し、計画地及びその周辺の土地利用の状況を把握する。なお、必要に応じて現地踏査により補足する。 ・「土地利用現況図」 ・「川崎市都市計画図」 等</p> <p>オ 発生源の状況</p> <p>(ア) 調査目的 計画地及びその周辺の大気質に影響を及ぼす可能性のある発生源の状況を把握することを目的とする。</p> <p>(イ) 調査方法等</p> <p>a 既存資料調査 以下に示す既存資料を収集、整理し、計画地及びその周辺の発生源の状況を把握する。なお、必要に応じて現地踏査により補足する。 ・「土地利用現況図」 ・「川崎市都市計画図」 等</p> <p>カ 自動車交通量等の状況</p> <p>(ア) 調査目的 工事中の工事用車両の走行に伴う大気質濃度について予測・評価を行う際の予測条件等の資料を得ることを目的とする。</p> <p>(イ) 調査方法等</p> <p>a 既存資料調査 「7 地域社会」(p.176 参照)と同様とする。</p> <p>b 現地調査</p> <p>(a) 調査項目 ・自動車交通量の状況 ・道路状況(道路構造、規制速度等)</p> <p>(b) 調査地点 工事用車両の走行ルートとなる市道堤根2号線、県道川崎町田線、市道柳町8号線の4地点とする(p.129、図7.1-2参照)。</p> <p>(c) 調査期間、調査時間帯 平日の24時間とする。</p> <p>(d) 調査方法等 自動車交通量は、通過する車両の台数を方向別、時間別及び車種別にハンドカウンターを用いて観測する。なお、車種分類は、ナンバープレートにより区分し、大型車、小型車の2車種及び自動二輪車とする。走行速度は、ストップウォッチを用いて一定区間を走行する車両の走行速度を計測する。 道路状況(道路構造、規制速度等)は、目視等により把握する。</p> <p>キ 関係法令等による基準等</p> <p>(ア) 調査目的 環境保全目標を設定するための資料等を把握することを目的とする。</p> <p>(イ) 調査方法等 以下に示す関係法令等の内容を整理する。 ・「環境基本法」に基づく環境基準 ・「川崎市環境基本条例」に基づく環境目標値 ・「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく対策目標値 ・「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準 等</p>



【参考資料】

— 関係法令等による基準等 —

表 7.1-1 環境法令による基準等

項目		国		川崎市	
		環境基準	評価方法	環境目標値 <sup>※5</sup>	対策目標値 <sup>※6</sup>
二酸化硫黄	1時間値の 1日平均値	0.04ppm以下 <sup>※1</sup>	【短期的評価】 1時間値の1日平均値と1時間値がともに基準値以下 【長期的評価】 1日平均値の2%除外値が基準値以下であり、かつ、基準値を超える1日平均値が2日以上連続しないこと	0.04ppm以下	0.04ppm以下
	1時間値	0.10ppm以下 <sup>※1</sup>		0.10ppm以下	0.10ppm以下
二酸化窒素	1時間値の 1日平均値	0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下 <sup>※2</sup>	日平均値の98%値がゾーン内又はそれ以下	0.02ppm以下	0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下
浮遊粒子状物質	1時間値の 1日平均値	0.10mg/m <sup>3</sup> 以下 <sup>※1</sup>	【短期的評価】 1時間値の1日平均値と1時間値がともに基準値以下 【長期的評価】 1日平均値の2%除外値が基準値以下であり、かつ、基準値を超える1日平均値が2日以上連続しないこと	0.075mg/m <sup>3</sup> 以下	0.10mg/m <sup>3</sup> 以下
	1時間値	0.20mg/m <sup>3</sup> 以下 <sup>※1</sup>		—	0.20mg/m <sup>3</sup> 以下
	年平均値	—		0.0125mg/m <sup>3</sup> 以下	—
ダイオキシン類	年間平均値	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下 <sup>※3</sup>	年間平均値が基準値以下	—	—
微小粒子状物質	1日平均値	35μg/m <sup>3</sup> 以下 <sup>※4</sup>	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。長期的評価として測定結果の年間98%値を日平均値の代表値として選択し、評価する。	—	—
	1年平均値	15μg/m <sup>3</sup> 以下 <sup>※4</sup>			

備考) 2%除外値：年間の1日平均値の高い方から2%除外した1日平均値  
 98%値：年間の1日平均値の低い方から98%に相当する1日平均値  
 ※1：「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号)  
 ※2：「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号)  
 ※3：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」(平成11年環境庁告示第68号)  
 ※4：「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」(平成21年環境庁告示第33号)  
 ※5：「川崎市環境基本条例」第3条の2の規定に基づく大気汚染に係る環境上の条件に係る目標値  
 ※6：「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」第6条の規定に基づく対策目標値

表 7.1-2 二酸化窒素に係る短期暴露指針値

項目	指針値	
二酸化窒素	1時間値	0.1～0.2ppm

出典：「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等について(答申)」(昭和53年3月 中央公害対策審議会)

表 7.1-3 塩化水素に係る環境目標濃度

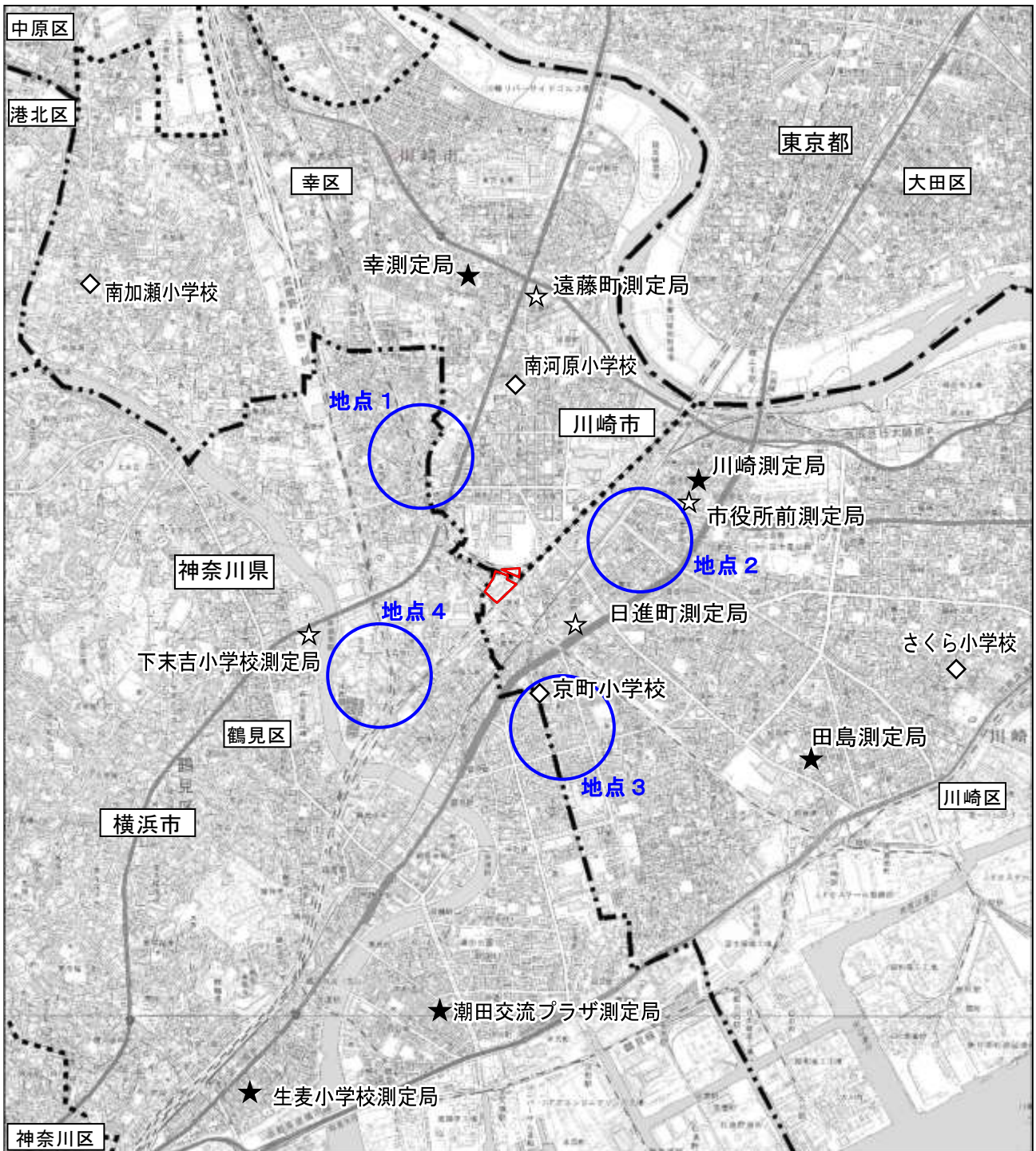
項目	環境目標濃度	
塩化水素	1時間値	0.02ppm

出典：「環境庁大気保全局長通達」(昭和52年 環大規第136号)

表 7.1-4 水銀に係る指針値

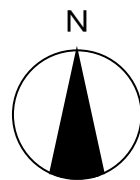
項目	指針値	
水銀及びその化合物	年平均値	0.04μgHg/m <sup>3</sup> 以下

出典：「環境省環境管理局长通知」(平成15年 環管総発第03093000号)



凡 例

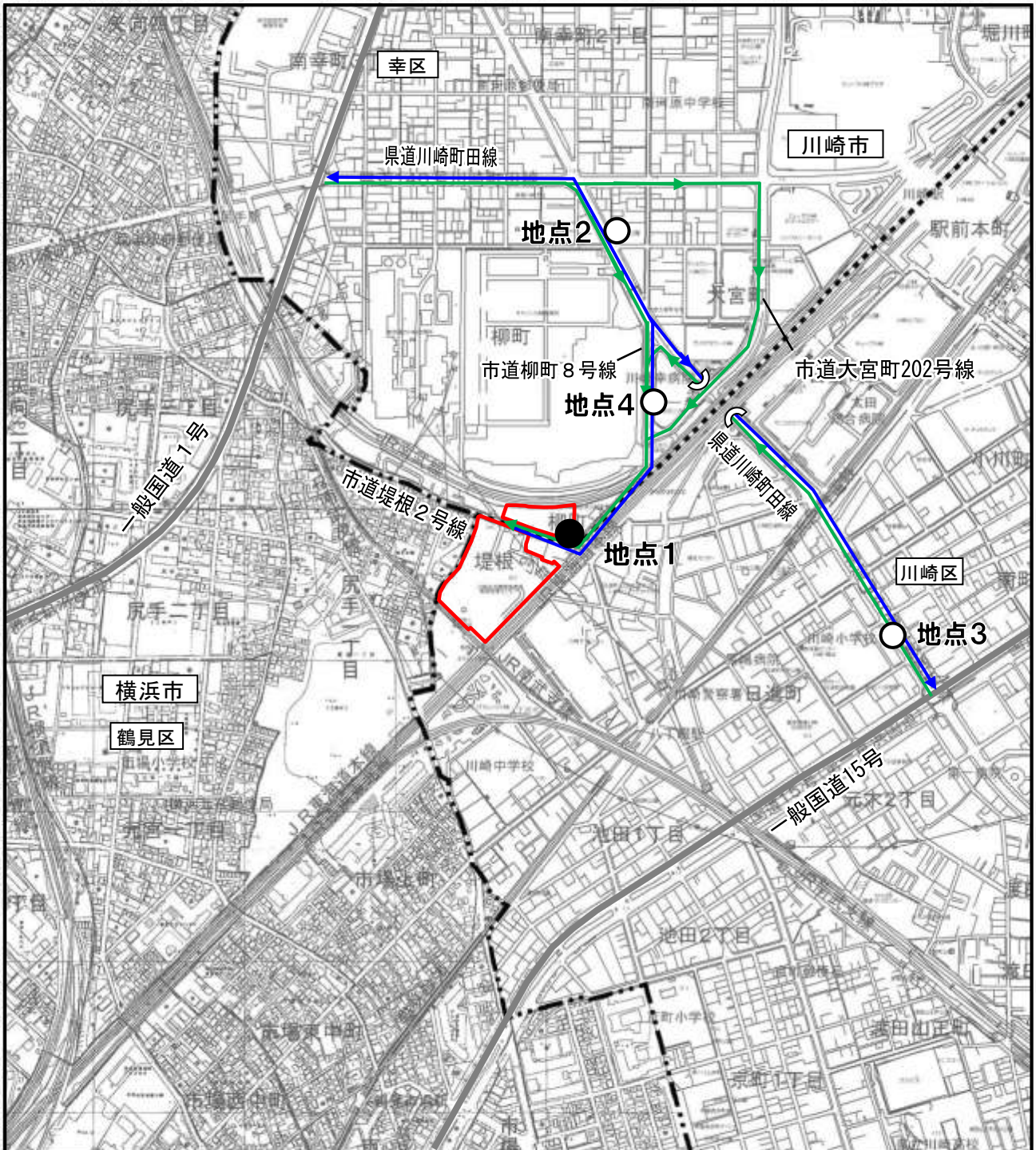
- 計画地  
(一般環境大気質、上層気象、地上気象調査地点)
- 計画地周辺 (一般環境大気質、地上気象調査地点)  
注) 現地の状況を確認のうえ、地点を設定する。
- ★ 一般局
- ☆ 自排局
- ◇ 堤根処理センター周辺のダイオキシン類調査地点
- 県境
- .-.- 市境
- ..... 区境



1 : 40,000

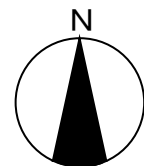


図 7.1-1 大気質及び気象の調査地点図



凡 例

- 計画地
- 道路沿道大気質調査・予測地点、交通量等調査地点
- 道路沿道大気質予測地点、交通量等調査地点
- ← (green) 工事用車両走行ルート (搬入)
- ← (blue) 工事用車両走行ルート (搬出)
- - - 市境
- ..... 区境



1 : 10,000



図 7.1-2 道路沿道大気質の調査・予測地点図

1. 2 悪臭

項目		調査
大気	悪臭	<p>(1) 調査項目</p> <p>ア 悪臭の状況（特定悪臭物質、臭気指数）</p> <p>イ 気象の状況（風向、風速、気温、湿度）</p> <p>ウ 地形及び地物の状況</p> <p>エ 土地利用の状況</p> <p>オ 発生源の状況</p> <p>カ 関係法令等による基準等</p> <p>(2) 調査手法等</p> <p>ア 悪臭の状況</p> <p>（ア）調査目的 計画地及びその周辺の悪臭の状況を把握し、供用時における悪臭の状況との比較等を行うための資料を得ること、並びに供用時の排ガスの排出及び廃棄物の貯留に伴う悪臭について予測・評価を行う際の予測条件等の資料を得ることを目的とする。</p> <p>（イ）調査手法等</p> <p>a 現地調査</p> <p>（a）調査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定悪臭物質（22物質*）</li> <li>・ 臭気指数</li> </ul> <p>*アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレリルアルデヒド、イソバレリルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸</p> <p>（b）調査地点 計画地の敷地境界3地点（調査日の風上、風下を含む）とする（p.133、図7.1-3参照）。</p> <p>（c）調査期間 施設稼働中については、一般に廃棄物の腐敗等により悪臭が発生しやすいとされる夏季に2回、また、施設点検に伴う施設休炉時（ごみピット内の空気の吸引・燃焼処理が行われない）に1回の計3回とする。</p> <p>（d）調査方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定悪臭物質 「悪臭防止法」に定める測定方法</li> <li>・ 臭気指数 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に定める測定方法</li> </ul> <p>イ 気象の状況</p> <p>（ア）調査目的 供用時の排ガスの排出及び廃棄物の貯留に伴う悪臭について予測・評価を行う際の予測条件等の資料を得ることを目的とする。</p> <p>（イ）調査手法等</p> <p>a 現地調査</p> <p>（a）調査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 風向</li> <li>・ 風速</li> <li>・ 気温</li> <li>・ 湿度</li> </ul> <p>（b）調査地点 計画地とする（p.128、図7.1-1参照）。</p> <p>（c）調査期間 1年間の連続調査とする。</p> <p>（d）調査方法 「地上気象観測指針」による方法</p> <p>ウ 地形及び地物の状況</p> <p>（ア）調査目的 計画地及びその周辺の悪臭物質等の移流及び拡散に影響を及ぼす可能性のある地形及び地物の状況を把握することを目的とする。</p>

予 測	評 価
<p>(3) 予測・評価項目</p> <p>&lt;供用時&gt;</p> <p>ア 排ガスの排出に伴う悪臭（臭気指数（臭気濃度））</p> <p>イ 廃棄物の貯留に伴う悪臭（臭気指数（臭気濃度）、特定悪臭物質）</p>	
<p>(4) 予測手法等</p> <p>&lt;供用時&gt;</p> <p>ア 排ガスの排出に伴う悪臭（臭気指数（臭気濃度））</p> <p>（ア）予測地域・予測地点 計画地周辺とする。</p> <p>（イ）予測時期 供用時において計画施設の稼働が定常の状態となる時期とする。</p> <p>（ウ）予測方法</p> <p>a 予測条件 排出ガス量、悪臭物質排出量等とする。</p> <p>b 予測方法 大気質の短期将来濃度の気象条件を対象としてプルーム式を用いて予測する。</p> <p>イ 廃棄物の貯留に伴う悪臭（臭気指数（臭気濃度）、特定悪臭物質）</p> <p>（ア）予測地域・予測地点 計画地周辺とする。</p> <p>（イ）予測時期 供用時において計画施設の稼働が定常の状態となる時期とする。</p> <p>（ウ）予測方法 事業計画の内容（悪臭防止対策）と類似事例を参照する方法により定性的に予測する。</p>	<p>(5) 評価手法等</p> <p>&lt;供用時&gt;</p> <p>ア 環境への影響の回避・低減の観点 本事業では、環境への影響を極力低減するための措置を講じる計画であり、これらの内容を明らかにし、評価の条件とする。</p> <p>イ 評価方法</p> <p>（ア）排ガスの排出に伴う悪臭（臭気指数（臭気濃度）） 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」の内容及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p> <p>（イ）廃棄物の貯留に伴う悪臭（臭気指数（臭気濃度）、特定悪臭物質） 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」の内容及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p>

【参考資料】

— 関係法令等による基準等 —

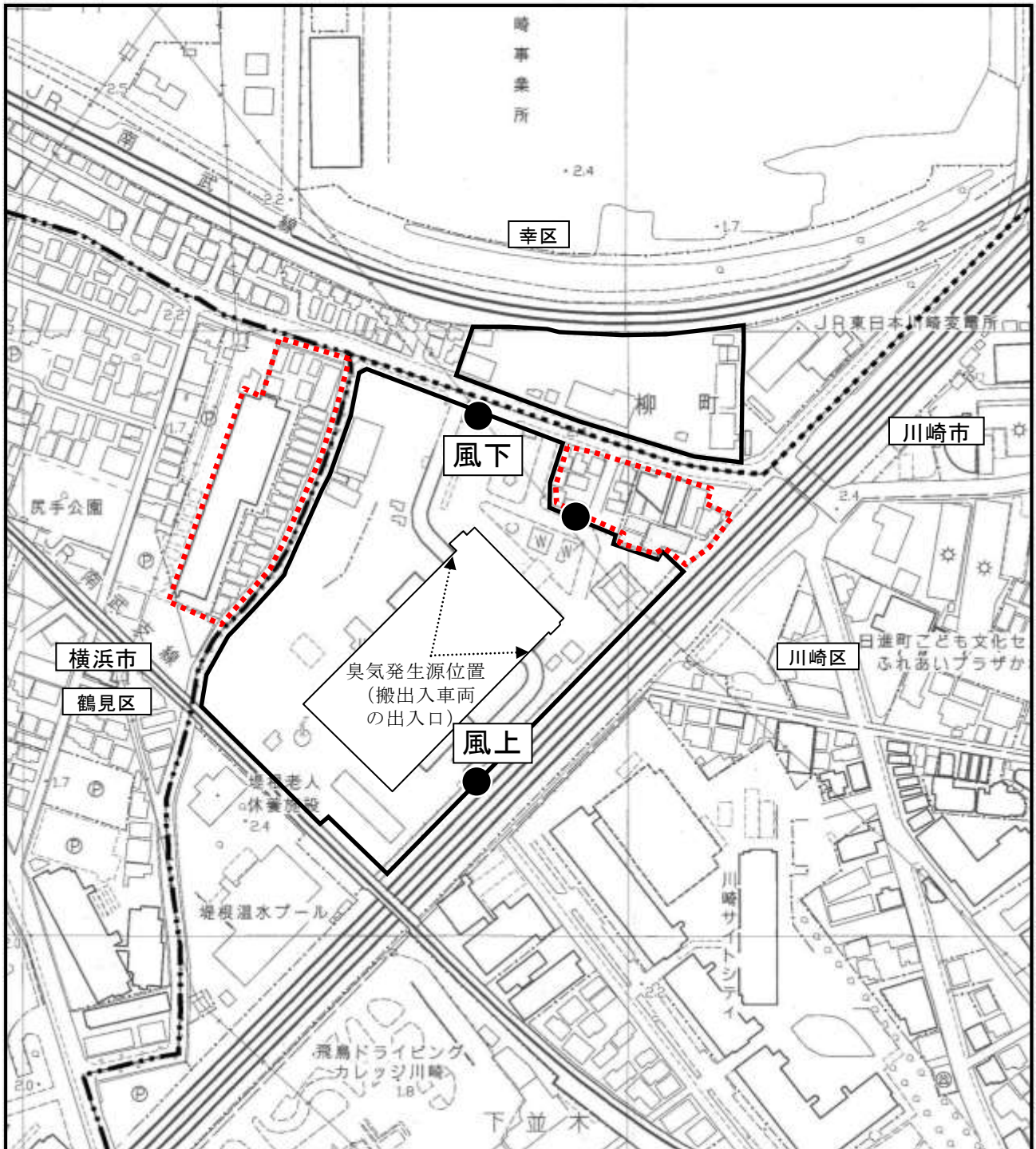
表 7.1-5(1) 悪臭防止法に基づく敷地境界における規制基準（物質濃度）

特定悪臭物質	許容限度 (ppm)	特定悪臭物質	許容限度 (ppm)
アンモニア	1	イソ吉草酸	0.001
メチルメルカプタン	0.002	プロピオンアルデヒド	0.05
硫化水素	0.02	ノルマルブチルアルデヒド	0.009
硫化メチル	0.01	イソブチルアルデヒド	0.02
二硫化メチル	0.009	ノルマルバレルアルデヒド	0.009
トリメチルアミン	0.005	イソバレルアルデヒド	0.003
アセトアルデヒド	0.05	イソブタノール	0.9
スチレン	0.4	酢酸エチル	3
プロピオン酸	0.03	メチルイソブチルケトン	1
ノルマル酪酸	0.001	トルエン	10
ノルマル吉草酸	0.0009	キシレン	1

表 7.1-5(2) 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく敷地境界における規制基準（臭気指数）

区 分	臭気指数
午前 8 時から午後 11 時まで	18
午後 11 時から午前 8 時まで	15

項目		調査
大気	悪臭	<p>(イ) 調査方法等</p> <p>a 既存資料調査 以下に示す既存資料を収集、整理し、計画地及びその周辺の地形及び地物の状況を把握する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地形図」 等</li> </ul> <p>エ 土地利用の状況</p> <p>(ア) 調査目的 計画地及びその周辺の学校、病院、住宅等の分布状況その他の土地利用状況等を把握することを目的とする。</p> <p>(イ) 調査方法等</p> <p>a 既存資料調査 以下に示す既存資料を収集、整理し、計画地及びその周辺の土地利用の状況を把握する。なお、必要に応じて現地踏査により補足する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「土地利用現況図」</li> <li>・「川崎市都市計画図」 等</li> </ul> <p>オ 発生源の状況</p> <p>(ア) 調査目的 計画地及びその周辺の環境に影響を及ぼす可能性のある発生源の状況を把握することを目的とする。</p> <p>(イ) 調査方法等</p> <p>a 既存資料調査 以下に示す既存資料を収集、整理し、計画地及びその周辺の発生源の状況を把握する。なお、必要に応じて現地踏査により補足する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「土地利用現況図」</li> <li>・「川崎市都市計画図」 等</li> </ul> <p>カ 関係法令等による基準等</p> <p>(ア) 調査目的 環境保全目標を設定するための資料等を把握することを目的とする。</p> <p>(イ) 調査方法等 以下に示す関係法令等の内容を整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「悪臭防止法」に基づく規制基準</li> <li>・「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく規制基準</li> <li>・「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準 等</li> </ul>

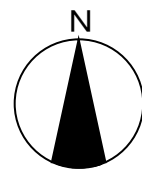


凡 例

- 計画地
- 悪臭調査地点

(調査日の風向の状況に応じて、風上、風下になる2地点及び最寄住居付近となる1地点を設定する。図中では、例として南風の場合の調査地点を示す。)

- ⋯ 最寄住居
- - - 市境
- ⋯⋯ 区境



1 : 2,500



図 7.1-3 悪臭調査地点図

2 土

2.1 地盤（変状）

項目	調査
土 地盤 （ 変 状 ）	<p>(1) 調査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 地盤の状況（地形・地質構造等の状況）</li> <li>イ 土地利用の状況</li> <li>ウ 関係法令等による基準等</li> </ul> <p>(2) 調査手法等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 地盤の状況           <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 調査目的               <p>計画地及びその周辺の地盤の状況を把握し、工事中の掘削工事等に伴う地盤の変位等について予測・評価を行う際の予測条件等の資料を得ることを目的とする。</p> </li> <li>(イ) 調査方法等                   <ul style="list-style-type: none"> <li>a 既存資料調査                       <p>以下に示す既存資料を収集、整理し、計画地及びその周辺の地盤の状況を把握する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地形図」</li> <li>・「地質図」</li> <li>・「地質柱状図」 等</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> <li>イ 土地利用の状況           <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 調査目的               <p>計画地及びその周辺の地盤変状により影響を受ける施設の分布状況その他の土地利用状況等を把握することを目的とする。</p> </li> <li>(イ) 調査方法等                   <ul style="list-style-type: none"> <li>a 既存資料調査                       <p>以下に示す既存資料を収集、整理し、計画地及びその周辺の土地利用の状況を把握する。なお、必要に応じて現地踏査により補足する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「土地利用現況図」</li> <li>・「川崎市都市計画図」 等</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> <li>ウ 関係法令等による基準等           <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 調査目的               <p>環境保全目標を設定するための資料等を把握することを目的とする。</p> </li> <li>(イ) 調査方法等                   <p>以下に示す関係法令等の内容を整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「都市部鉄道構造物の近接施工対策マニュアル」（（財）鉄道総合技術研究所）</li> <li>・「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準 等</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>



予 測	評 価
<p>(3) 予測・評価項目          &lt;工事中&gt;          ア 掘削工事に伴う地盤の変位等</p>	
<p>(4) 予測手法等          &lt;工事中&gt;          ア 掘削工事に伴う地盤の変位等              (ア) 予測地域                  計画地内とする。              (イ) 予測時期                  工事期間の中で地盤の変位等が最も大きくなる時期とする。              (ウ) 予測方法                  既存資料調査結果及び工事計画の内容(掘削工法、掘削深度、地盤変状の防止対策等)から推定する方法により定性的に予測する。</p>	<p>(5) 評価手法等          &lt;工事中&gt;          ア 環境への影響の回避・低減の観点              本事業では、工事に際して地盤の変位等の影響を極力低減するための措置を講じる計画であり、これらの内容を明らかにし、評価の条件とする。          イ 評価方法              (ア) 掘削工事に伴う地盤の変位等                  「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」の内容及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p>

## 2. 2 土壌汚染

項目	調査
土 土壌汚染	<p>(1) 調査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 地歴の状況</li> <li>イ 土壌汚染の状況</li> <li>ウ 地形、地質等の状況</li> <li>エ 関係法令等による基準等</li> </ul> <p>(2) 調査手法等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 地歴の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 調査目的 <p>計画地内における土壌汚染に関する物質の取り扱い状況等、土壌汚染の可能性の状況等について把握することを目的とする。</p> </li> <li>(イ) 調査方法等 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 既存資料調査 <p>過去及び現在の土地利用図（地形図、空中写真）や特定有害物質の使用履歴等を収集・整理し、計画地に土壌汚染に関する物質による汚染土壌が存在する可能性の状況を把握する。</p> </li> </ul> </li> </ul> </li> <li>イ 土壌汚染の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 調査目的 <p>計画地周辺の汚染土壌の存在状況について把握することを目的とする。</p> </li> <li>(イ) 調査方法等 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 既存資料調査 <p>以下に示す既存資料を収集、整理し、計画地周辺の土壌汚染の状況を把握する。  ・「環境局事業概要－公害編－」（川崎市） ・その他川崎市等の公表資料 等</p> </li> </ul> </li> </ul> </li> <li>ウ 地形、地質等の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 調査目的 <p>計画地内における地形、地質等の状況について把握することを目的とする。</p> </li> <li>(イ) 調査方法等 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 既存資料調査 <p>以下に示す既存資料を収集、整理し、地形、地質の状況を把握する。なお、必要に応じて現地踏査により補足する。  ・「地形図」 等</p> </li> </ul> </li> </ul> </li> <li>エ 関係法令等による基準等 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 調査目的 <p>環境保全目標を設定するための資料等を把握することを目的とする。</p> </li> <li>(イ) 調査方法等 <p>以下に示す関係法令等の内容を整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「環境基本法」に基づく環境基準</li> <li>・「土壌汚染対策法」に基づく指定基準</li> <li>・「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく規制基準</li> <li>・「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準 等</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

予 測	評 価
<p>(3) 予測・評価項目          &lt;工事中&gt;          ア 建設工事に伴う土壌汚染の影響の程度</p>	
<p>(4) 予測手法等          &lt;工事中&gt;          ア 建設工事に伴う土壌汚染の影響の程度            (ア) 予測地域              計画地内とする。            (イ) 予測時期              工事期間全体とする。            (ウ) 予測方法              地歴の状況等の調査結果及び工事計画の内容（土壌の搬出の有無、土壌汚染が確認された場合の処理対策等）から推定する方法により定性的に予測する。</p>	<p>(5) 評価手法等          &lt;工事中&gt;          ア 環境への影響の回避・低減の観点            本事業では、工事に際して土壌汚染の影響を極力低減するための措置を講じる計画であり、これらの内容を明らかにし、評価の条件とする。          イ 評価方法            (ア) 建設工事に伴う土壌汚染の影響の程度              「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」の内容及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p>

【参考資料】

— 関係法令等による基準等 —

表7.2-1 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1 Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液 1 Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液 1 Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1 kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液 1 Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1 kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき 1 mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液 1 Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液 1 Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液 1 Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液 1 Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1 Lにつき0.05mg以下であること。
備考	カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1 mgを超えていない場合には、それぞれ検液 1 Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3 mgとする。

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 3 年環境庁告示第 46 号)

表 7.2-2 ダイオキシン類対策特別措置法に定める土壌に係る環境基準

項目	土壌に係る環境基準
ダイオキシン類	1000pg-TEQ/g 以下

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」(平成 11 年環境庁告示第 68 号)

表 7.2-3 土壌汚染対策法に定める指定区域の指定基準

特定有害物質	溶出量基準	含有量基準
カドミウム及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下
シアン化合物	検出されないこと。	(遊離シアン)50mg/kg以下
有機燐及びその化合物	検出されないこと。	—
鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下
六価クロム及びその化合物	0.05mg/L以下	250mg/kg以下
砒素及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下
水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下かつアルキル水銀が 検出されないこと	15mg/kg以下
アルキル水銀	検出されないこと。	—
PCB	検出されないこと。	—
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	—
四塩化炭素	0.002mg/L以下	—
クロロエチレン	0.002mg/L以下	—
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	—
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	—
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	—
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	—
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	—
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	—
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	—
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	—
チウラム	0.006mg/L以下	—
シマジン	0.003mg/L以下	—
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	—
ベンゼン	0.01mg/L以下	—
セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下
ふっ素及びその化合物	0.8mg/L以下	4,000mg/kg以下
ほう素及びその化合物	1 mg/L以下	4,000mg/kg以下

出典：「土壌汚染対策法施行規則」（平成14年環境省令第29号）

表 7.2-4 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に定める土壌汚染に関する規制基準

特定有害物質等の種類	溶出量基準値	含有量基準値
カドミウム及びその化合物	検液1Lにつきカドミウムとして0.01mg	土壌1kgにつきカドミウムとして150mg
シアン化合物	検液中に検出されないこと。	土壌1kgにつき遊離シアンとして50mg
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	検液中に検出されないこと。	—
鉛及びその化合物	検液1Lにつき鉛として0.01mg	土壌1kgにつき鉛として150mg
六価クロム化合物	検液1Lにつき六価クロムとして0.05mg	土壌1kgにつき六価クロムとして250mg
砒素及びその化合物	検液1Lにつき砒素として0.01mg	土壌1kgにつき砒素として150mg
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	検液1Lにつき水銀として0.0005mg	土壌1kgにつき水銀として15mg
アルキル水銀化合物	検液中に検出されないこと。	—
PCB	検液中に検出されないこと。	—
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg	—
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg	—
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg	—
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg	—
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg	—
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg	—
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg	—
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1 mg	—
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg	—
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg	—
チウラム	検液1Lにつき0.006mg	—
シマジン	検液1Lにつき0.003mg	—
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg	—
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg	—
セレン及びその化合物	検液1Lにつきセレンとして0.01mg	土壌1kgにつきセレンとして150mg
ほう素及びその化合物	検液1Lにつきほう素として1 mg	土壌1kgにつきほう素として4,000mg
ふっ素及びその化合物	検液1Lにつきふっ素として0.8mg	土壌1kgにつきふっ素として4,000mg
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1Lにつき0.002 mg	—
ダイオキシン類	—	土壌1gにつきダイオキシン類として1,000pg

出典：「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」（平成12年川崎市規則第128号）

3 緑

3.1 緑の質

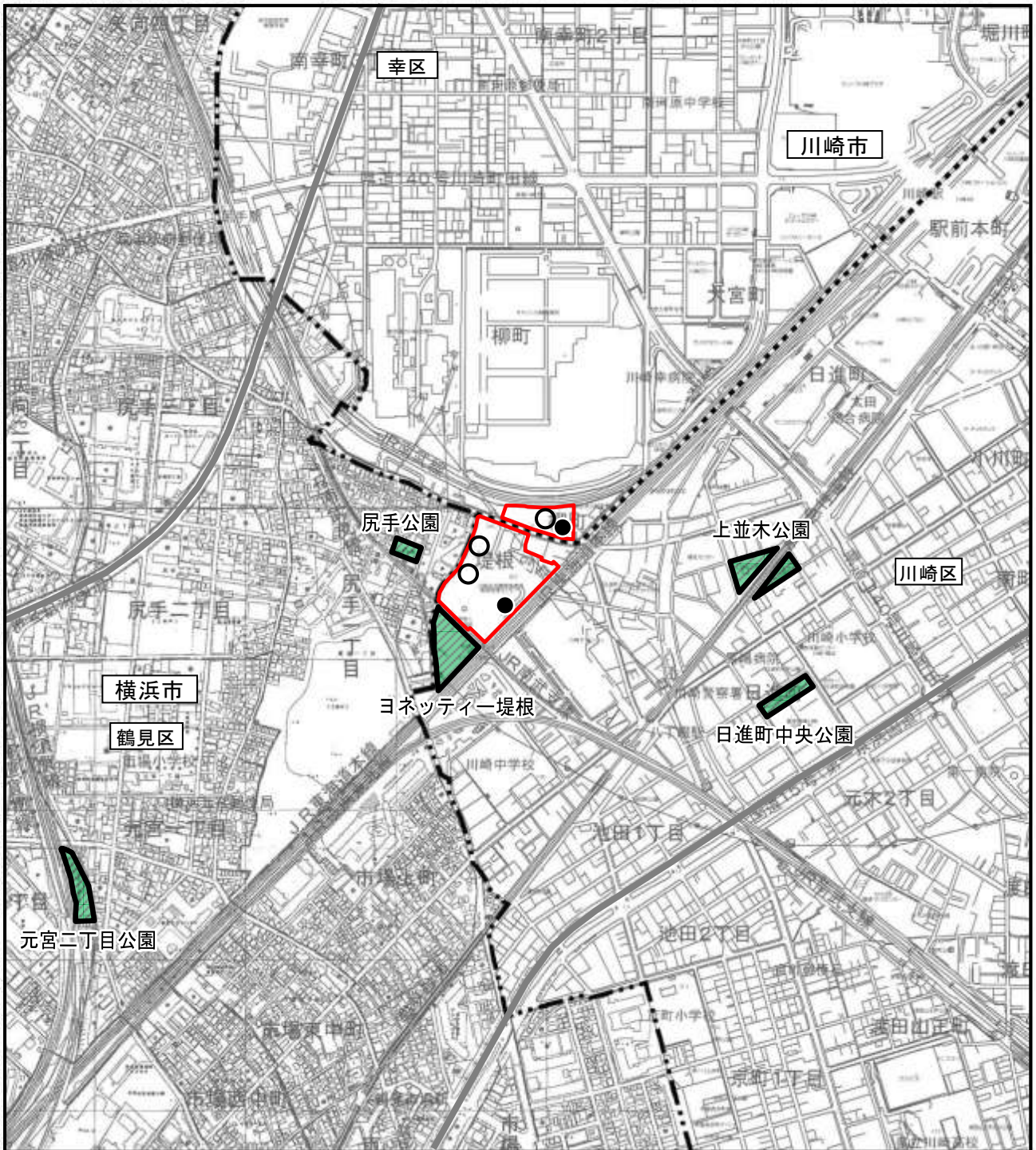
項目	調査
緑 緑の質	<p>(1) 調査項目</p> <p>ア 緑の質（現存植生状況及び生育状況、周辺地域の生育木、植栽土壌、植栽予定樹種、潜在自然植生）</p> <p>イ 生育環境（地形・地質等の状況、日照、地下水等の状況）</p> <p>ウ 土地利用の状況</p> <p>エ 関係法令等による基準等</p> <p>(2) 調査手法等</p> <p>ア 緑の質</p> <p>(ア) 調査目的 計画地及びその周辺の緑の質について把握し、事業計画における植栽予定樹種の環境適合性について予測及び評価を行うための資料を得ることを目的とする。</p> <p>(イ) 調査方法等</p> <p>a 既存資料調査</p> <p>(a) 調査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・植栽予定樹種</li> <li>・潜在自然植生</li> </ul> <p>(b) 調査方法</p> <p>①植栽予定樹種 事業計画の内容を整理し、植栽予定樹種を把握する。</p> <p>②潜在自然植生 以下に示す既存資料を収集、整理し、計画地及びその周辺の潜在自然植生を把握する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「神奈川県潜在自然植生」（昭和51年 宮脇昭ほか）</li> <li>・「川崎市および周辺の植生」（昭和56年 宮脇昭ほか）</li> </ul> <p>b 現地調査</p> <p>(a) 調査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現存植生状況及び生育状況</li> <li>・周辺地域の生育木</li> <li>・植栽土壌</li> </ul> <p>(b) 調査地域・調査地点</p> <p>①現存植生状況及び生育状況 計画地内とする（p.143、図7.3-1参照）。</p> <p>②周辺地域の生育木 計画地周辺に存在する余熱利用市民施設（ヨネッティー堤根）を含む周辺地域とする（p.143、図7.3-1参照）。</p> <p>③植栽土壌 計画地内の緑化地となる区域を基本とし、土壌の採取が可能な地点とする（p.143、図7.3-1参照）。</p> <p>(c) 調査期間、時期、頻度等 代表的な緑の状況を把握できる1日とする。</p> <p>(d) 調査方法</p> <p>①現存植生状況及び生育状況 現地調査により現存植生の状況及び生育植物種、樹木活力度を調査する。</p> <p>②周辺地域の生育木 現地調査により現存植生の状況及び生育植物種、樹木活力度を調査する。</p> <p>③植栽土壌 現地調査（試坑土壌調査、簡易土壌調査）により、深さ1m程度まで土壌の物理的性質、化学的性質を把握する。</p> <p>イ 生育環境</p> <p>(ア) 調査目的 計画地及びその周辺の生育環境（地形・地質、日照、地下水等の状況）を把握し、現況の環境における生育環境としての適否を判断するための資料を得ることを目的とする。</p> <p>(イ) 調査方法等</p> <p>a 既存資料調査 以下に示す既存資料を収集、整理し、計画地及びその周辺の生育環境を把握する。なお、必要に応じて現地踏査により補足する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「土地利用現況図」</li> <li>・「地形図」等</li> </ul>

< p. 142 へ続く >

予 測	評 価
<p>(3) 予測・評価項目          &lt;供用時&gt;          ア 緑の回復・育成に伴う植栽予定樹種の環境適合性、植栽基盤の適否及び必要土壌量</p>	
<p>(4) 予測手法等          &lt;供用時&gt;          ア 緑の回復・育成に伴う植栽予定樹種の環境適合性、植栽基盤の適否及び必要土壌量          (ア) 予測地域          計画地内とする。          (イ) 予測時期          供用時において工事の完了後一定期間(概ね3年)をおいた時期とする。          (ウ) 予測方法          生育木の活力度の状況や植栽土壌、潜在自然植生等の調査結果、緑化指針及び生育環境の状況等を踏まえ、緑化計画による植栽予定樹種の環境への適合性、植栽基盤の適否、必要となる土壌量について予測する。</p>	<p>(5) 評価手法等          &lt;供用時&gt;          ア 環境への影響の回避・低減の観点          本事業では、良好な緑の回復・育成を図るための措置を講じる計画であり、これらの内容を明らかにし、評価の条件とする。          イ 評価方法          (ア) 緑の回復・育成に伴う植栽予定樹種の環境適合性、植栽基盤の適否及び必要土壌量          「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」の内容及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p>

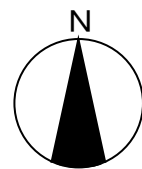
項目	調査
緑 緑 の 質	<p>ウ 土地利用の状況</p> <p>(ア) 調査目的 計画地及びその周辺における「都市計画法」に基づく用途地域、農地、森林、河川、道路、工場・事業場、住宅等の土地利用状況を把握することを目的とする。</p> <p>(イ) 調査方法等</p> <p>a 既存資料調査 以下に示す既存資料を収集、整理し、計画地及びその周辺の土地利用の状況を把握する。なお、必要に応じて現地踏査により補足する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「土地利用現況図」</li> <li>・「川崎市都市計画図」 等</li> </ul> <p>エ 関係法令等による基準等</p> <p>(ア) 調査目的 環境保全目標を設定するための資料等を把握することを目的とする。</p> <p>(イ) 調査方法等 以下に示す関係法令等の内容を整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「川崎市緑化指針」(川崎市)</li> <li>・「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準 等</li> </ul>





凡 例

- 計画地（現存植生状況及び生育状況調査地点）
- 周辺地域の生育木調査地点
- 試坑土壌調査地点
- 簡易土壌調査地点
- - - 市境
- ..... 区境



1 : 10,000



図 7.3-1 現存植生状況調査地点図

### 3. 2 緑の量

項目	調査
緑 緑 の 量	<p>(1) 調査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 緑の量（緑被の状況、緑化計画）</li> <li>イ 生育環境（地形・地質等の状況、日照、地下水等の状況）</li> <li>ウ 土地利用の状況</li> <li>エ 関係法令等による基準等</li> </ul> <p>(2) 調査手法等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 緑の量 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 調査目的 <p>計画地及びその周辺の緑の量を把握し、計画地における緑の量の変化について予測及び評価を行うための資料を得ることを目的とする。</p> </li> <li>(イ) 調査手法等 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 既存資料調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 調査項目 <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑化計画</li> </ul> </li> <li>(b) 調査方法 <p>事業計画の内容を整理し、緑化面積（緑被面積）、樹木本数等を把握する。</p> </li> </ul> </li> <li>b 現地調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 調査項目 <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑被の状況</li> </ul> </li> <li>(b) 調査地域・調査地点 <p>計画地内とする。</p> </li> <li>(c) 調査期間、時期、頻度等 <p>代表的な緑の状況を把握できる1日とする。</p> </li> <li>(d) 調査方法 <p>計画地における現況緑被面積、緑度及び樹木本数を把握する。</p> </li> </ul> </li> </ul> </li> <li>イ 生育環境 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 調査目的 <p>計画地及びその周辺の生育環境（地形・地質、日照、地下水等の状況）を把握し、現況の環境における生育環境としての適否を判断するための資料を得ることを目的とする。</p> </li> <li>(イ) 調査手法等 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 既存資料調査 <p>以下に示す既存資料を収集、整理し、計画地及びその周辺の生育環境を把握する。なお、必要に応じて現地踏査により補足する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「土地利用現況図」</li> <li>・「地形図」 等</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> <li>ウ 土地利用の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 調査目的 <p>計画地及びその周辺における「都市計画法」に基づく用途地域、農地、森林、河川、道路、工場・事業場、住宅等の土地利用状況を把握することを目的とする。</p> </li> <li>(イ) 調査手法等 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 既存資料調査 <p>以下に示す既存資料を収集、整理し、計画地及びその周辺の土地利用の状況を把握する。なお、必要に応じて現地踏査により補足する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「土地利用現況図」</li> <li>・「川崎市都市計画図」 等</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> <li>エ 関係法令等による基準等 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 調査目的 <p>環境保全目標を設定するための資料等を把握することを目的とする。</p> </li> <li>(イ) 調査手法等 <p>以下に示す関係法令等の内容を整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「川崎市緑化指針」（川崎市）</li> <li>・「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準 等</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li></ul>

予 測	評 価
<b>(3) 予測・評価項目</b> <供用時> ア 緑の保全及び回復・育成に伴う緑被の変化及び全体の緑の構成	
<b>(4) 予測手法等</b> <供用時> ア 緑の保全及び回復・育成に伴う緑被の変化及び全体の緑の構成 (ア) 予測地域 計画地内とする。 (イ) 予測時期 供用時において工事の完了後一定期間(概ね3年)をおいた時期とする。 (ウ) 予測方法 事業計画(緑化計画による緑化面積、緑被率、樹木本数等)の内容から、緑化指針及び現地調査結果等を用いて、緑被の変化(緑被面積、緑被率の変化)及び全体の緑の構成(樹木本数)を予測する。	<b>(5) 評価手法等</b> <供用時> ア 環境への影響の回避・低減の観点 本事業では、良好な緑の回復・育成を図るための措置を講じる計画であり、これらの内容を明らかにし、評価の条件とする。 イ 評価方法 (ア) 緑の保全及び回復・育成に伴う緑被の変化及び全体の緑の構成 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」の内容及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。

**【参考資料】**

— 「川崎市環境影響評価等技術指針」に示される緑被の算定方法 —

**(1) 緑被の算定方法**

緑被率(指定開発行為に係る面積に占める緑被面積の割合)は、次に掲げる算定式に基づき算出する。

$$\frac{(A \times \alpha + B \times \beta + A \times G')}{A} \times 100$$

A : 指定開発行為に係る面積

$\alpha$  : 0.06

ただし、法令等により公園、緑地等を設置しない場合は $\alpha = 0$ とする。

B : 指定開発行為に係る面積から公園、緑地等の面積を除いたもの  
( $A - (A \times \alpha)$ )

$\beta$  : 指定開発行為の種類ごとに定める数値

$G'$  : 平均緑度係数

**表 7.3-1 指定開発行為の種類ごとに定める数値**

指定開発行為の種類		地 区	$\beta$
7	廃棄物処理施設の新設	第1種、第2種、第3種	0.2

備考) 1 この表において「第1種地区」とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域及びその他の地域をいう。

2 この表において「第2種地区」とは、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域をいう。

3 この表において「第3種地区」とは、工業地域及び工業専用地域をいう。

4 「7 廃棄物処理施設の新設」について、指定開発行為の要件のうち焼却能力のみが該当する場合を除く。

4 騒音・振動・低周波音

4. 1 騒音

項目	調査
騒音・振動・低周波音	<p>(1) 調査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 騒音の状況（環境騒音及び道路交通騒音）</li> <li>イ 地形及び工作物の状況</li> <li>ウ 土地利用の状況</li> <li>エ 発生源の状況</li> <li>オ 自動車交通量等の状況</li> <li>カ 関係法令等による基準等</li> </ul> <p>(2) 調査手法等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 騒音の状況（環境騒音及び道路交通騒音） <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 調査目的 <p>計画地及びその周辺の騒音の状況を把握し、工事中及び供用時における騒音の状況との比較等を行うための資料を得ること、並びに工事中の建設機械の稼働及び工事用車両の走行、供用時の施設の稼働に伴う騒音について予測・評価を行う際の予測条件等の資料を得ることを目的とする。</p> </li> <li>(イ) 調査方法等 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 現地調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 調査項目 <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境騒音</li> <li>・道路交通騒音</li> </ul> </li> <li>(b) 調査地点 <ul style="list-style-type: none"> <li>①環境騒音 <p>計画地の堤根敷地側敷地境界4地点、柳町敷地側敷地境界2地点の計6地点とする（p. 149、図7.4-1参照）。</p> </li> <li>②道路交通騒音 <p>工事用車両の走行ルートとなる市道堤根2号線、県道川崎町田線、市道柳町8号線の4地点とする（p. 150、図7.4-2参照）。</p> </li> </ul> </li> <li>(c) 調査期間 <ul style="list-style-type: none"> <li>①環境騒音 <p>代表的な騒音の状況を把握できる平日の1日（24時間）とする。</p> </li> <li>②道路交通騒音 <p>工事用車両が走行する時間帯を含む平日の16時間（環境基準の昼間の区分（6時～22時））とする。</p> </li> </ul> </li> <li>(d) 調査方法 <p>騒音の状況の現地調査は、環境騒音の表示・測定方法（JIS Z 8731）による。</p> </li> </ul> </li> </ul> </li> <li>イ 地形及び工作物の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 調査目的 <p>計画地及びその周辺の騒音の伝搬に影響を及ぼす可能性のある地形及び工作物の状況を把握することを目的とする。</p> </li> <li>(イ) 調査方法等 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 既存資料調査 <p>以下に示す既存資料を収集、整理し、計画地及びその周辺の地形及び工作物の状況を把握する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地形図」</li> <li>・「土地利用現況図」 等</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> <li>ウ 土地利用の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 調査目的 <p>計画地及びその周辺の学校、病院、住宅等の分布状況その他の土地利用状況等を把握することを目的とする。</p> </li> <li>(イ) 調査方法等 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 既存資料調査 <p>以下に示す既存資料を収集、整理し、計画地及びその周辺の土地利用の状況を把握する。なお、必要に応じて現地踏査により補足する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「土地利用現況図」</li> <li>・「川崎市都市計画図」 等</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li></ul>

< p. 148 ～続く >

予 測	評 価
<p>(3) 予測・評価項目</p> <p>&lt;工事中&gt;</p> <p>ア 建設機械の稼働に伴う騒音</p> <p>イ 工事用車両の走行に伴う騒音</p> <p>&lt;供用時&gt;</p> <p>ア 施設の稼働に伴う騒音</p>	
<p>(4) 予測手法等</p> <p>&lt;工事中&gt;</p> <p>ア 建設機械の稼働に伴う騒音</p> <p>(ア) 予測地域・予測地点 計画地敷地境界から約 100mの範囲とする。</p> <p>(イ) 予測時期 工事期間の中から、工事の種類や使用建設機械の機種・台数等を考慮して、代表的な時期で周辺環境への影響が大きくなると想定される時期とする。</p> <p>(ウ) 予測方法</p> <p>a 予測条件 建設機械の配置、パワーレベル、工事計画等とする。</p> <p>b 予測方法 点音源の伝搬理論式と複数音源による騒音レベルの合成式を用いて、騒音レベルを予測する。</p> <p>イ 工事用車両の走行に伴う騒音</p> <p>(ア) 予測地域・予測地点 現地調査と同様の地点とし、市道堤根2号線、県道川崎町田線、市道柳町8号線の4地点とする (p.150、図7.4-2参照)。</p> <p>(イ) 予測時期 工事期間の中で最も工事用車両(大型車)の台数が増える時期とする。</p> <p>(ウ) 予測方法</p> <p>a 予測条件 工事用車両の走行台数、パワーレベル、道路構造等とする。</p> <p>b 予測方法 「道路交通騒音の予測モデル“ASJ RTN-Model 2018”」((社)日本音響学会)に従った予測式を用いて等価騒音レベルを予測する。</p>	<p>(5) 評価手法等</p> <p>&lt;工事中&gt;</p> <p>ア 環境への影響の回避・低減の観点 本事業では、工事に際して騒音の影響を極力低減するための措置を講じる計画であり、これらの内容を明らかにし、評価の条件とする。</p> <p>イ 評価方法</p> <p>(ア) 建設機械の稼働に伴う騒音 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」の内容及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p> <p>(イ) 工事用車両の走行に伴う騒音 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」の内容及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p>

<p.149 へ続く>

項目	調査
騒音・振動・低周波音	<p>騒音</p> <p>エ 発生源の状況</p> <p>(ア) 調査目的 計画地及びその周辺の環境に影響を及ぼす可能性のある発生源の状況を把握することを目的とする。</p> <p>(イ) 調査方法等</p> <p>a 既存資料調査 以下に示す既存資料を収集、整理し、計画地及びその周辺の発生源の状況を把握する。なお、必要に応じて現地踏査により補足する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「土地利用現況図」</li> <li>・「川崎市都市計画図」 等</li> </ul> <p>オ 自動車交通量等の状況</p> <p>(ア) 調査目的 工事中の工事用車両の走行に伴う騒音について予測・評価を行う際の予測条件等の資料を得ることを目的とする。</p> <p>(イ) 調査方法等</p> <p>a 既存資料調査 「7 地域社会」(p. 176 参照)と同様とする。</p> <p>b 現地調査</p> <p>(a) 調査項目 ・自動車交通量の状況 ・道路状況(道路構造、規制速度等)</p> <p>(b) 調査地点 工事用車両の走行ルートとなる市道堤根2号線、県道川崎町田線、市道柳町8号線の4地点とする(p. 150、図7.4-2参照)。</p> <p>(c) 調査期間、調査時間帯 工事用車両が走行する時間帯を含む平日の16時間(環境基準の昼間の区分(6時~22時))とする。</p> <p>(d) 調査方法等 自動車交通量は、通過する車両の台数を方向別、時間別及び車種別にハンドカウンターを用いて観測する。なお、車種分類は、ナンバープレートにより区分し、大型車、小型車の2車種及び自動二輪車とする。走行速度は、ストップウォッチを用いて一定区間を走行する車両の走行速度を計測する。 道路状況(道路構造、規制速度等)は、目視等により把握する。</p> <p>カ 関係法令等による基準等</p> <p>(ア) 調査目的 環境保全目標を設定するための資料等を把握することを目的とする。</p> <p>(イ) 調査方法等 以下に示す関係法令等の内容を整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「環境基本法」に基づく環境基準</li> <li>・「騒音規制法」に基づく規制基準</li> <li>・「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準 等</li> </ul>

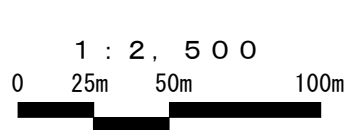
予 測	評 価
<p>&lt; 供用時 &gt;</p> <p>ア 施設の稼働に伴う騒音</p> <p>(ア) 予測地域・予測地点 計画地敷地境界から約 100mの範囲とする。</p> <p>(イ) 予測時期 供用時において計画施設の稼働が定常の状態となる時期とする。</p> <p>(ウ) 予測方法</p> <p>a 予測条件 設備機器の配置、パワーレベル等とする。</p> <p>b 予測方法 点音源の伝搬理論式と複数音源による騒音レベルの合成式を用いて、騒音レベルを予測する。</p>	<p>&lt; 供用時 &gt;</p> <p>ア 環境への影響の回避・低減の観点 本事業では、騒音の影響を極力低減するための措置を講じる計画であり、これらの内容を明らかにし、評価の条件とする。</p> <p>イ 評価方法</p> <p>(ア) 施設の稼働に伴う騒音 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」の内容及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p>

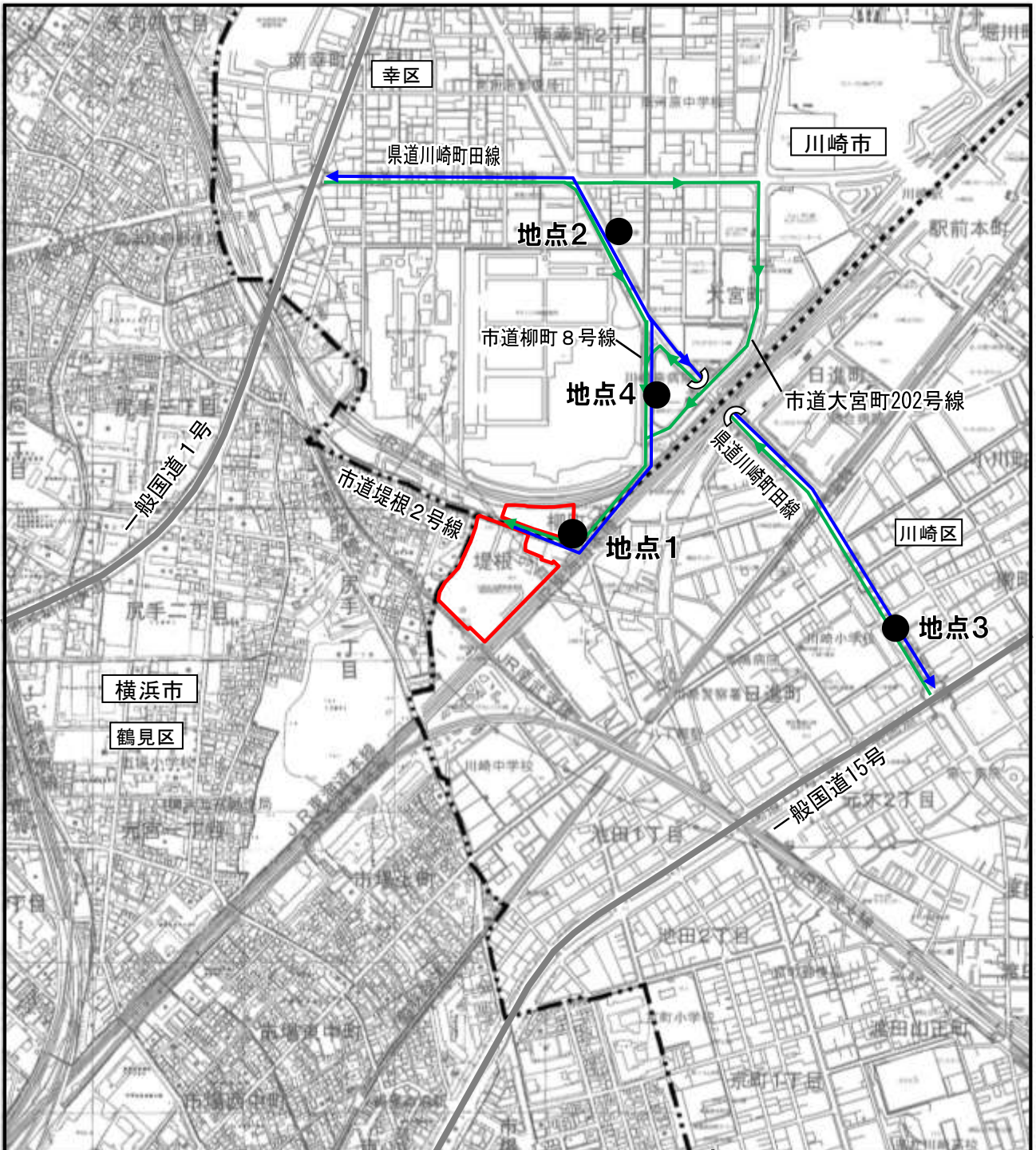


凡 例

計画地
 ● 環境騒音調査地点

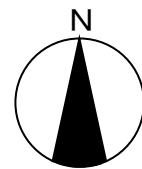
図 7.4-1 環境騒音調査地点図





凡 例

- 計画地
- 道路交通騒音、交通量調査地点
- ← 工事用車両走行ルート（搬入）
- ← 工事用車両走行ルート（搬出）
- - - 市境
- ..... 区境



1 : 10,000



図 7.4-2 道路交通騒音、交通量調査地点図



【参考資料】

— 関係法令等による基準等 —

(1) 建設工事に係る騒音【騒音規制法施行令(昭和43年政令第324号)に規定する特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(昭和43年厚生省・建設省告示第1号)】

表 7.4-1 建設工事に係る騒音

騒音の大きさ	作業時間		1日当たりの作業時間		同一場所における作業時間	作業日
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
85 デシベルを超えないこと	午後7時から翌日午前7時までの時間内でないこと	午後10時から翌日午前6時までの時間内でないこと	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他の休日ではないこと

備考) 1 第1号区域：第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途が定められていない地域、工業地域のうち学校・保育所・病院・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園等の施設の敷地の境界線から80メートルまでの区域  
 2 第2号区域：工業地域のうち、前号の区域以外の区域  
 3 工業専用地域は除く

(2) 一般地域に係る騒音【騒音に係る環境基準について(平成10年9月30日環告64)】

表 7.4-2 騒音に係る環境基準（一般地域）

地域の類型	時間の区分	
	昼間 6時～22時	夜間 22時～6時
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

備考) 地域の類型は以下のとおり。  
 AA：川崎市については該当する地域はない。  
 A：第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域  
 B：第一種・第二種住居地域、準住居地域、その他の地域  
 C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

(3) 道路に係る騒音【騒音に係る環境基準について(平成10年9月30日環告64)】

表 7.4-3 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の類型	時間の区分	
	昼間 6時～22時	夜間 22時～6時
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考) 1 地域の類型は以下のとおり。  
 A：第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域  
 B：第一種・第二種住居地域、準住居地域、その他の地域  
 C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域  
 2 車線とは1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

表 7.4-4 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基準値		[備考]個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。
昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)	
70 デシベル以下	65 デシベル以下	

備考) 1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。  
 ・道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る）  
 ・前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道にあって都市計画法施行規則第7条第1項に定める自動車専用道路  
 2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ、道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。  
 2車線以下の車線を有する道路 15メートル  
 2車線を超える車線を有する道路 20メートル

4. 2 振動

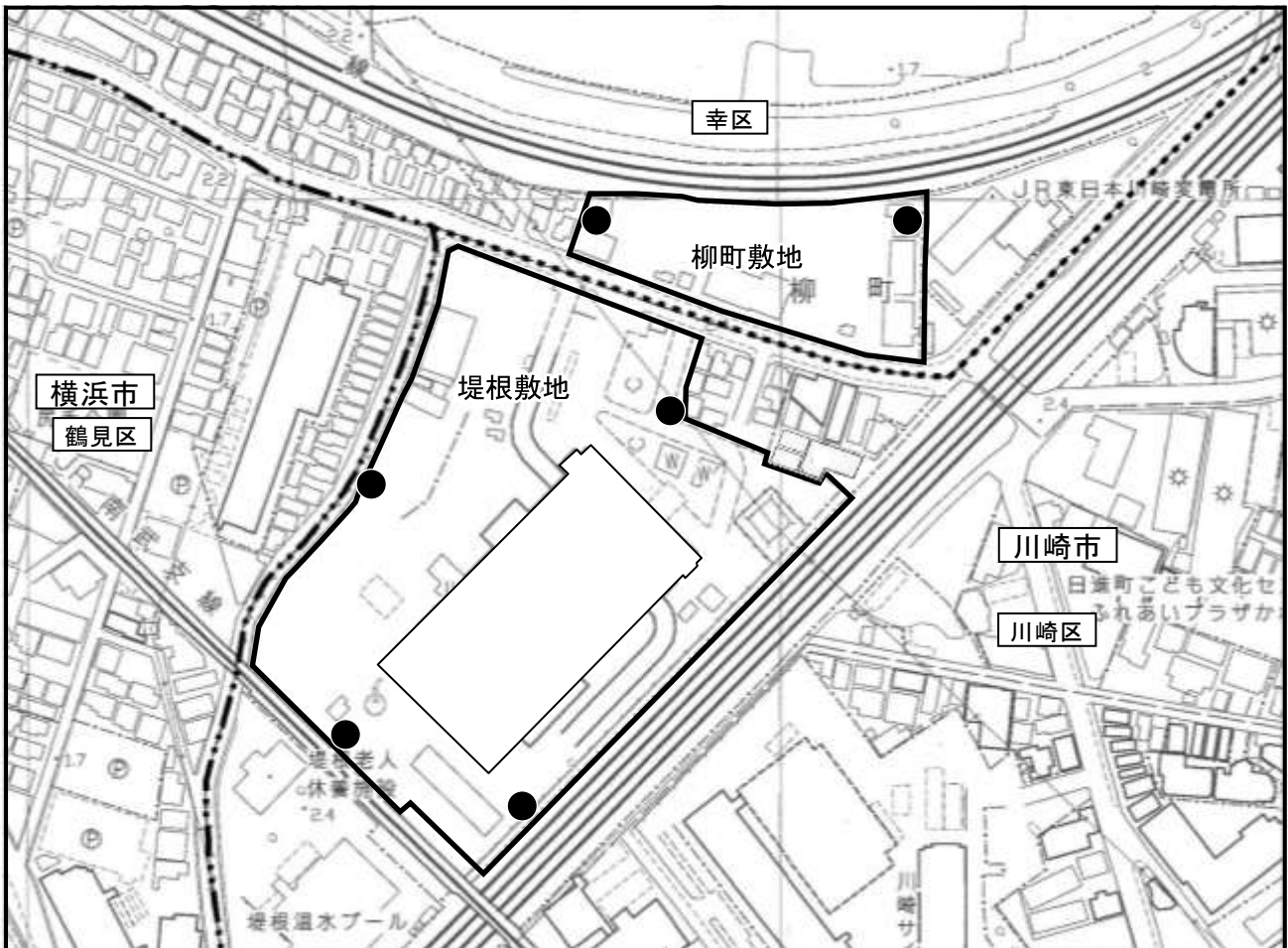
項目	調査
騒音・振動・低周波音	<p>(1) 調査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 振動の状況（環境振動及び道路交通振動並びに地盤卓越振動数）</li> <li>イ 地盤、地形及び工作物の状況</li> <li>ウ 土地利用の状況</li> <li>エ 発生源の状況</li> <li>オ 自動車交通量等の状況</li> <li>カ 関係法令等による基準等</li> </ul> <p>(2) 調査手法等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 振動の状況（環境振動及び道路交通振動並びに地盤卓越振動数） <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 調査目的 <p>計画地及びその周辺の振動の状況を把握し、工事中及び供用時における振動の状況との比較等を行うための資料を得ること、並びに工事中の建設機械の稼働及び工事用車両の走行、供用時の施設の稼働に伴う振動について予測・評価を行う際の予測条件等の資料を得ることを目的とする。</p> </li> <li>(イ) 調査方法等 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 現地調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 調査項目 <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境振動</li> <li>・道路交通振動</li> <li>・地盤卓越振動数</li> </ul> </li> <li>(b) 調査地点 <ul style="list-style-type: none"> <li>①環境振動 <p>計画地の堤根敷地側敷地境界4地点、柳町敷地側敷地境界2地点の計6地点とする（p. 155、図7.4-3参照）。</p> </li> <li>②道路交通振動及び地盤卓越振動数 <p>工事用車両の走行ルートとなる市道堤根2号線、県道川崎町田線、市道柳町8号線の4地点とする（p. 156、図7.4-4参照）。</p> </li> </ul> </li> <li>(c) 調査期間 <ul style="list-style-type: none"> <li>①環境振動 <p>代表的な振動の状況を把握できる平日の1日（24時間）とする。</p> </li> <li>②道路交通振動及び地盤卓越振動数 <p>工事用車両が走行する時間帯を含む平日の12時間（7時～19時）とする。なお、地盤卓越振動数は随時とする。</p> </li> </ul> </li> <li>(d) 調査方法 <p>振動の状況の現地調査は、振動レベル測定方法（JIS Z 8735）による。</p> </li> </ul> </li> </ul> </li> <li>イ 地盤、地形及び工作物の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 調査目的 <p>計画地及びその周辺の振動の伝搬に影響を及ぼす可能性のある地盤、地形及び工作物の状況を把握することを目的とする。</p> </li> <li>(イ) 調査方法等 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 既存資料調査 <p>以下に示す既存資料を収集、整理し、計画地及びその周辺の地盤、地形及び工作物の状況を把握する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地形図」</li> <li>・「土地利用現況図」 等</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>ウ 土地利用の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 調査目的 <p>計画地及びその周辺の学校、病院、住宅等の分布状況その他の土地利用状況等を把握することを目的とする。</p> </li> <li>(イ) 調査方法等 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 既存資料調査 <p>以下に示す既存資料を収集、整理し、計画地及びその周辺の土地利用の状況を把握する。なお、必要に応じて現地踏査により補足する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「土地利用現況図」</li> <li>・「川崎市都市計画図」 等</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li></ul></li></ul>

<p. 154 へ続く>

予 測	評 価
<p>(3) 予測・評価項目</p> <p>&lt;工事中&gt;</p> <p>ア 建設機械の稼働に伴う振動</p> <p>イ 工事用車両の走行に伴う振動</p> <p>&lt;供用時&gt;</p> <p>ア 施設の稼働に伴う振動</p>	
<p>(4) 予測手法等</p> <p>&lt;工事中&gt;</p> <p>ア 建設機械の稼働に伴う振動</p> <p>(ア) 予測地域・予測地点</p> <p>計画地敷地境界から約 100mの範囲とする。</p> <p>(イ) 予測時期</p> <p>工事期間の中から、工事の種類や使用建設機械の機種・台数等を考慮して、代表的な時期で周辺環境への影響が大きくなると想定される時期とする。</p> <p>(ウ) 予測方法</p> <p>a 予測条件</p> <p>建設機械の配置、振動レベル等とする。</p> <p>b 予測方法</p> <p>各振動源から各予測地点に伝搬する振動レベルの伝搬理論式及び複数振動源の合成式を用いて振動レベルを予測する。</p> <p>イ 工事用車両の走行に伴う振動</p> <p>(ア) 予測地域・予測地点</p> <p>現地調査と同様の地点とし、市道堤根 2 号線、県道川崎町田線、市道柳町 8 号線の 4 地点とする (p. 156、図 7.4-4 参照)。</p> <p>(イ) 予測時期</p> <p>工事期間の中で最も工事用車両(大型車)の台数が増える時期とする。</p> <p>(ウ) 予測方法</p> <p>a 予測条件</p> <p>工事用車両の走行台数、振動レベル、道路構造等とする。</p> <p>b 予測方法</p> <p>「道路環境影響評価の技術手法」(国土交通省国土技術政策総合研究所)に示される手法を用い、振動レベルを予測する。</p>	<p>(5) 評価手法等</p> <p>&lt;工事中&gt;</p> <p>ア 環境への影響の回避・低減の観点</p> <p>本事業では、工事に際して振動の影響を極力低減するための措置を講じる計画であり、これらの内容を明らかにし、評価の条件とする。</p> <p>イ 評価方法</p> <p>(ア) 建設機械の稼働に伴う振動</p> <p>「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」の内容及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p> <p>(イ) 工事用車両の走行に伴う振動</p> <p>「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」の内容及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p>
	<p>&lt; p. 155 へ続く &gt;</p>

項目	調査
騒音・振動・低周波音	<p>振動</p> <p>エ 発生源の状況</p> <p>(ア) 調査目的 計画地及びその周辺の環境に影響を及ぼす可能性のある発生源の状況を把握することを目的とする。</p> <p>(イ) 調査方法等</p> <p>a 既存資料調査 以下に示す既存資料を収集、整理し、計画地及びその周辺の発生源の状況を把握する。なお、必要に応じて現地踏査により補足する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「土地利用現況図」</li> <li>・「川崎市都市計画図」 等</li> </ul> <p>オ 自動車交通量等の状況</p> <p>(ア) 調査目的 工事中の工事用車両の走行に伴う振動について予測・評価を行う際の予測条件等の資料を得ることを目的とする。</p> <p>(イ) 調査方法等</p> <p>a 既存資料調査 「7 地域社会」(p. 176 参照)と同様とする。</p> <p>b 現地調査</p> <p>(a) 調査項目 ・自動車交通量の状況 ・道路状況(道路構造、規制速度等)</p> <p>(b) 調査地点 工事用車両の走行ルートとなる市道堤根2号線、県道川崎町田線、市道柳町8号線の4地点とする(p. 156、図7.4-4参照)。</p> <p>(c) 調査期間、調査時間帯 工事用車両が走行する時間帯を含む平日の12時間(7時～19時)とする。</p> <p>(d) 調査方法等 自動車交通量は、通過する車両の台数を方向別、時間別及び車種別にハンドカウンターを用いて観測する。なお、車種分類は、ナンバープレートにより区分し、大型車、小型車の2車種及び自動二輪車とする。走行速度は、ストップウォッチを用いて一定区間を走行する車両の走行速度を計測する。 道路状況(道路構造、規制速度等)は、目視等により把握する。</p> <p>カ 関係法令等による基準等</p> <p>(ア) 調査目的 環境保全目標を設定するための資料等を把握することを目的とする。</p> <p>(イ) 調査方法等 以下に示す関係法令等の内容を整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「振動規制法」に基づく規制基準</li> <li>・「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準 等</li> </ul>

予 測	評 価
<p>&lt;供用時&gt;</p> <p>ア 施設の稼働に伴う振動</p> <p>(ア) 予測地域・予測地点 計画地敷地境界から約 100mの範囲とする。</p> <p>(イ) 予測時期 供用時において計画施設の稼働が定常の状態となる時期とする。</p> <p>(ウ) 予測方法</p> <p>a 予測条件 設備機器の配置、振動レベル等とする。</p> <p>b 予測方法 各振動源から各予測地点に伝搬する振動レベルの伝搬理論式及び複数振動源の合成式を用いて振動レベルを予測する。</p>	<p>&lt;供用時&gt;</p> <p>ア 環境への影響の回避・低減の観点 本事業では、振動の影響を極力低減するための措置を講じる計画であり、これらの内容を明らかにし、評価の条件とする。</p> <p>イ 評価方法</p> <p>(ア) 施設の稼働に伴う振動 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」の内容及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p>



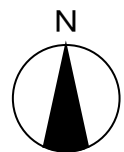
凡 例

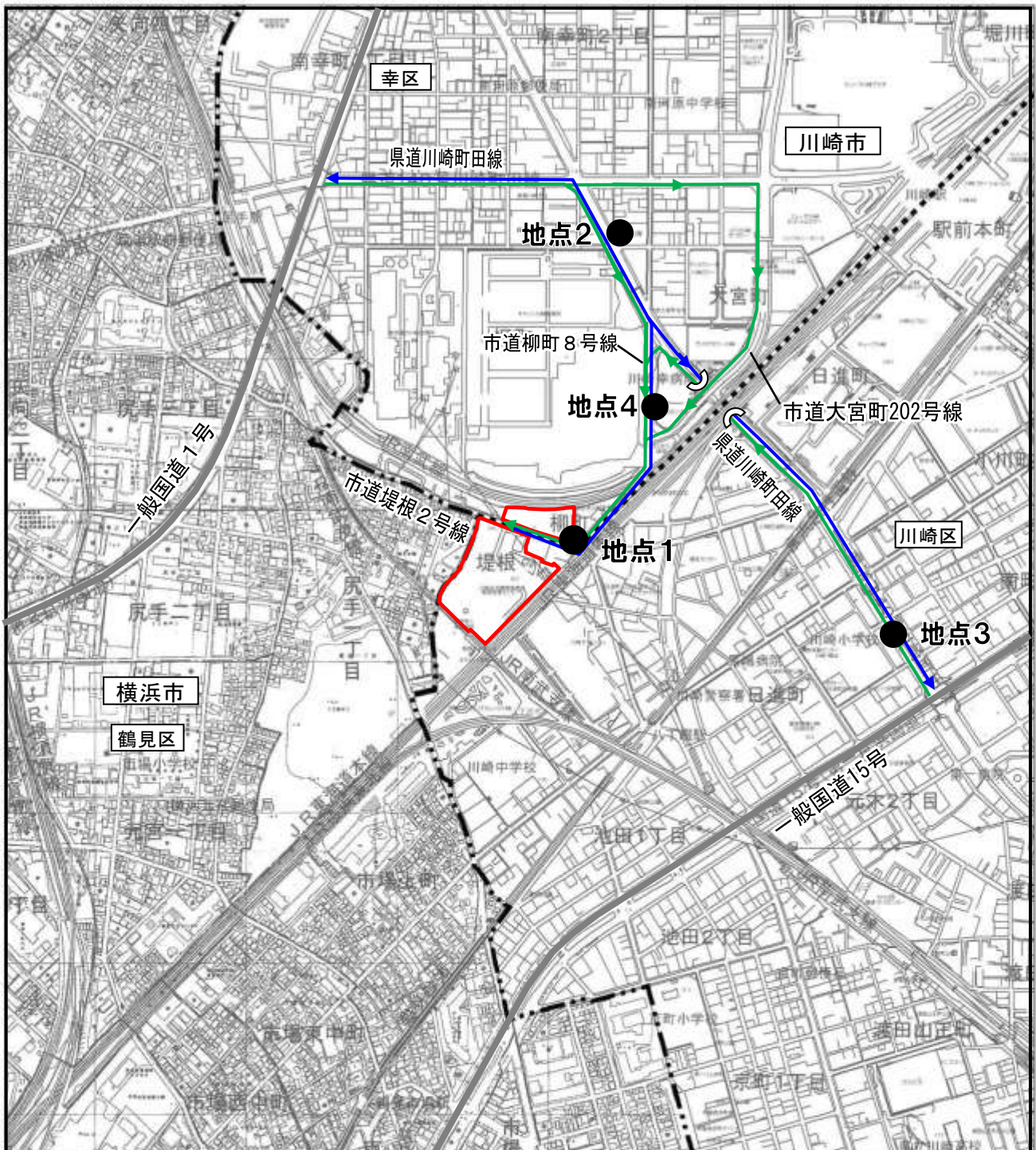
計画地
 ● 環境振動調査地点

図 7.4-3 環境振動調査地点図

1 : 2, 500

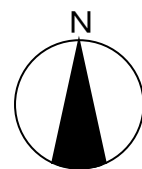
0 25m 50m 100m





凡 例

- 計画地
- 道路交通振動、地盤卓越振動数、交通量調査地点
- ← 工事用車両走行ルート（搬入）
- ← 工事用車両走行ルート（搬出）
- - - 市境
- ..... 区境



1 : 10,000



図 7.4-4 道路交通振動、地盤卓越振動数、交通量調査地点図

【参考資料】

— 関係法令等による基準等 —

- (1) 建設工事に係る振動【振動規制法施行令(昭和 51 年政令第 280 号)に規定する特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準(昭和 51 年総理府令第 58 号)】

表 7.4-5 建設工事に係る振動

振動の 大きさ	作業時間		1日当たりの作業時間		同一場所 における 作業時間	作業日
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
75 デシベルを超えないこと	午後7時から翌日午前7時までの時間内でないこと	午後 10 時から翌日午前6時までの時間内でないこと	10 時間を超えないこと	14 時間を超えないこと	連続 6 日を超えないこと	日曜日その他の休日ではないこと

- 備考) 1 第1号区域：第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途が定められていない地域、工業地域のうち学校・保育所・病院・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定子ども園等の施設の敷地の境界線から 80 メートルまでの区域  
 2 第2号区域：工業地域のうち、前号の区域以外の区域  
 3 工業専用地域は除く

- (2) 道路に係る振動【振動規制法施行規則(昭和 51 年、総令 58 号)第 12 条で定める限度】

表 7.4-6 道路交通振動に係る要請限度

区域の区分	時 間	昼 間 (8時から19時)	夜 間 (19時から8時)
	第一種区域		65 デシベル
第二種区域		70 デシベル	65 デシベル

- 備考) 1 第一種区域：都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及びその他の地域をいう。  
 2 第一注第二種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域をいう。  
 3 工業専用地域は除く。  
 4 振動測定場所は、道路の敷地境界線とする。

4. 3 低周波音

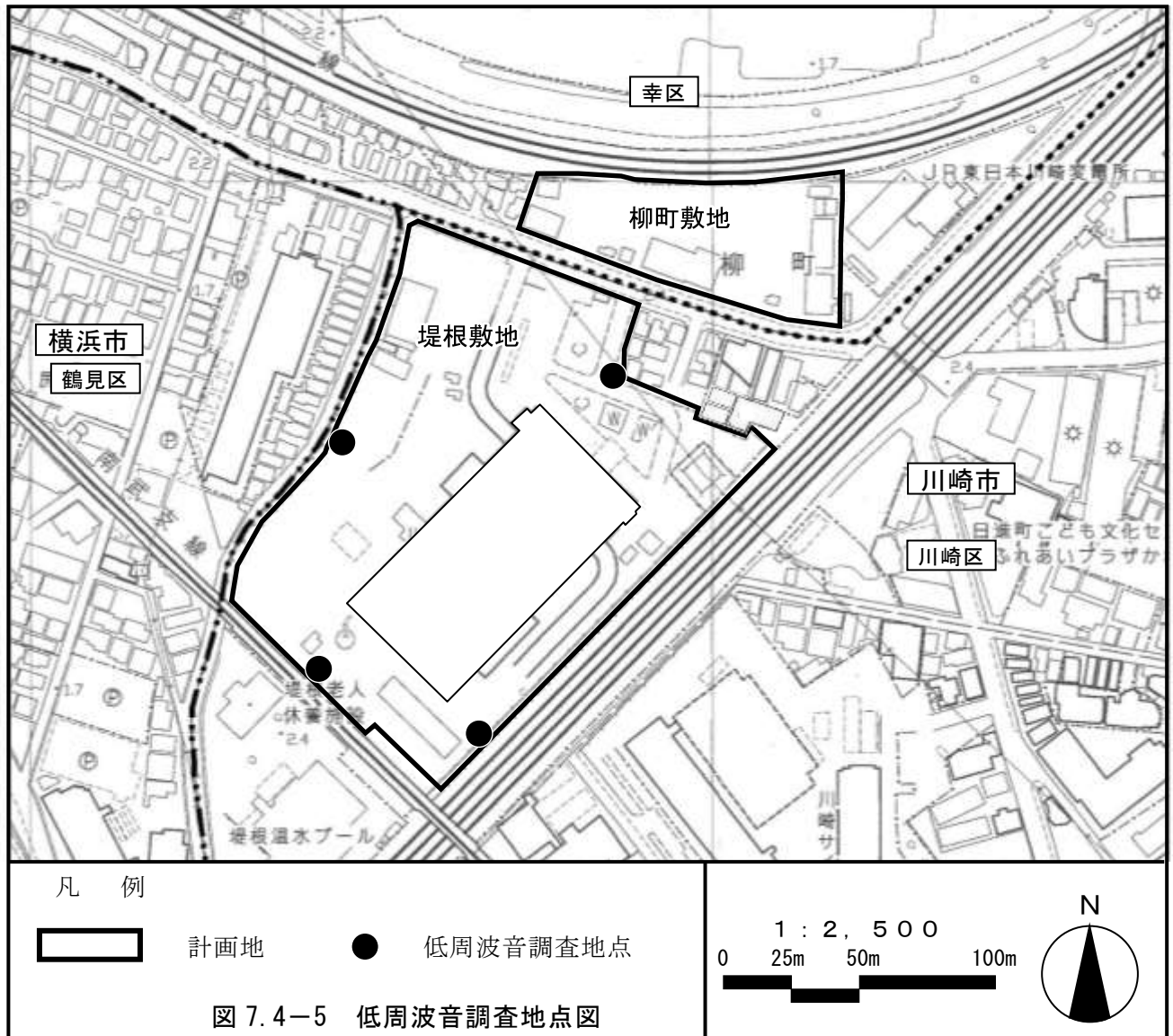
項目	調査
騒音・振動・低周波音	<p>(1) 調査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 低周波音の状況</li> <li>イ 地形及び工作物の状況</li> <li>ウ 土地利用の状況</li> <li>エ 発生源の状況</li> <li>オ 関係法令等による基準等</li> </ul> <p>(2) 調査手法等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 低周波音の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 調査目的 <p>計画地及びその周辺の低周波音の状況を把握し、供用時における低周波音の状況との比較等を行うための資料を得ること、及び供用時の施設の稼働に伴う低周波音について予測・評価を行う際の予測条件等の資料を得ることを目的とする。</p> </li> <li>(イ) 調査方法等 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 現地調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 調査項目 <ul style="list-style-type: none"> <li>・低周波音</li> </ul> </li> <li>(b) 調査地点 <p>計画地の堤根敷地側敷地境界4地点とする (p. 161、図 7.4-5 参照)。</p> </li> <li>(c) 調査期間 <p>既存の堤根処理センターが通常稼働している時期の平日の1日(24時間)とする。</p> </li> <li>(d) 調査方法 <p>低周波音の状況の現地調査は、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(環境省)に定める測定方法による。</p> </li> </ul> </li> </ul> </li> <li>イ 地形及び工作物の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 調査目的 <p>計画地及びその周辺の低周波音の伝搬に影響を及ぼす可能性のある地形及び工作物の状況を把握することを目的とする。</p> </li> <li>(イ) 調査方法等 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 既存資料調査 <p>以下に示す既存資料を収集、整理し、計画地及びその周辺の地形及び工作物の状況を把握する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地形図」</li> <li>・「土地利用現況図」 等</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> <li>ウ 土地利用の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 調査目的 <p>計画地及びその周辺の学校、病院、住宅等の分布状況その他の土地利用状況等を把握することを目的とする。</p> </li> <li>(イ) 調査方法等 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 既存資料調査 <p>以下に示す既存資料を収集、整理し、計画地及びその周辺の土地利用の状況を把握する。なお、必要に応じて現地踏査により補足する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「土地利用現況図」</li> <li>・「川崎市都市計画図」 等</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

<p. 160 へ続く>



予 測	評 価
<p>(3) 予測・評価項目            &lt;供用時&gt;            ア 施設の稼働に伴う低周波音</p>	
<p>(4) 予測手法等            &lt;供用時&gt;            ア 施設の稼働に伴う低周波音                (ア) 予測地域・予測地点                    計画地周辺とする。                (イ) 予測時期                    供用時において計画施設の稼働が定常                    の状態となる時期とする。                (ウ) 予測方法                    事業計画（設備機器の構成、配置等）の                    内容と類似事例から推定する方法により                    定性的に予測する。</p>	<p>(5) 評価手法等            &lt;供用時&gt;            ア 環境への影響の回避・低減の観点                本事業では、低周波音の影響を極力低減す                るための措置を講じる計画であり、これらの                内容を明らかにし、評価の条件とする。            イ 評価方法                (ア) 施設の稼働に伴う低周波音                    「地域環境管理計画」に定められている                    地域別環境保全水準等を評価の指標とし、                    上述の「環境への影響の回避・低減の観点」                    の内容及び計画地周辺の地域特性等を勘                    案して評価する。</p>

項目	調査
騒音・振動・低周波音	<p>低周波音</p> <p>エ 発生源の状況</p> <p>(ア) 調査目的 計画地及びその周辺の環境に影響を及ぼす可能性のある発生源の状況を把握することを目的とする。</p> <p>(イ) 調査方法等</p> <p>a 既存資料調査 以下に示す既存資料を収集、整理し、計画地及びその周辺の発生源の状況を把握する。 なお、必要に応じて現地踏査により補足する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「土地利用現況図」</li> <li>・「川崎市都市計画図」 等</li> </ul> <p>オ 関係法令等による基準等</p> <p>(ア) 調査目的 環境保全目標を設定するための資料等を把握することを目的とする。</p> <p>(イ) 調査方法等 以下に示す関係法令等の内容を整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準 等</li> </ul>



5 廃棄物等

5.1 一般廃棄物

項目		調査
廃棄物等	一般廃棄物	<p>(1) 調査項目</p> <p>ア 一般廃棄物の状況</p> <p>イ 関係法令等による基準等</p> <p>(2) 調査手法等</p> <p>ア 一般廃棄物の状況</p> <p>(ア) 調査目的 計画地及びその周辺の一般廃棄物の発生量等の状況を把握し、本事業の供用時における一般廃棄物の発生及び処理が計画地及びその周辺に及ぼす影響について予測及び評価を行うための資料を得ることを目的とする。</p> <p>(イ) 調査手法等</p> <p>a 既存資料調査 以下に示す既存資料を収集、整理し、計画地及びその周辺の一般廃棄物の状況を把握する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「環境局事業概要－廃棄物編－」 等</li> </ul> <p>イ 関係法令等による基準等</p> <p>(ア) 調査目的 環境保全目標を設定するための資料等を把握することを目的とする。</p> <p>(イ) 調査手法等 以下に示す関係法令等の内容を整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）</li> <li>・「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」</li> <li>・「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準 等</li> </ul>

予 測	評 価
<p>(3) 予測・評価項目          &lt;供用時&gt;          ア 施設の稼働に伴う一般廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法</p>	
<p>(4) 予測手法等          &lt;供用時&gt;          ア 施設の稼働に伴う一般廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法          (ア) 予測地域          計画地内とする。          (イ) 予測時期          供用時において、計画施設の稼働が定常の状態となる時期とする。          (ウ) 予測方法          類似事例の一般廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法を参考に、事業計画の内容及び規模等と照らし合わせて推定する。</p>	<p>(5) 評価手法等          &lt;供用時&gt;          ア 環境への影響の回避・低減の観点          供用時に発生する一般廃棄物の適正な処理・処分方法等について、その内容を明らかにし、評価の条件とする。          イ 評価方法          (ア) 施設の稼働に伴う一般廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法          「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」の内容及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p>

5. 2 産業廃棄物

項目	調査
廃棄物等 産業廃棄物	<p>(1) 調査項目</p> <p>ア 産業廃棄物の状況</p> <p>イ 撤去建築物等の状況</p> <p>ウ 関係法令等による基準等</p> <p>(2) 調査手法等</p> <p>ア 産業廃棄物の状況</p> <p>(ア) 調査目的            計画地及びその周辺の産業廃棄物の発生量等の状況を把握し、本事業の工事に伴う建設廃棄物の発生及び処理が計画地及びその周辺に及ぼす影響について予測及び評価を行うための資料を得ることを目的とする。</p> <p>(イ) 調査方法等</p> <p>a 既存資料調査            以下に示す既存資料を収集、整理し、計画地及びその周辺の産業廃棄物の状況を把握する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「川崎市産業廃棄物実態調査報告書」</li> <li>・「第6次川崎市産業廃棄物処理指導計画」 等</li> </ul> <p>イ 撤去建築物等の状況</p> <p>(ア) 調査目的            計画地における既存建築物等の規模、構造等を整理するとともに、既存建築物等内に石綿等を含有する資材が使用されている場合には、その存在量、存在場所等を把握することを目的とする。</p> <p>(イ) 調査方法等            工事計画の内容を整理し、計画地内における建築物等の状況を整理する。</p> <p>ウ 関係法令等による基準等</p> <p>(ア) 調査目的            環境保全目標を設定するための資料等を把握することを目的とする。</p> <p>(イ) 調査方法等            以下に示す関係法令等の内容を整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）</li> <li>・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）</li> <li>・「資源の有効な利用の促進に関する法律」（資源有効利用促進法）</li> <li>・「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準 等</li> </ul>

予 測	評 価
<p>(3) 予測・評価項目          &lt;工事中&gt;          ア 既存建築物等の撤去及び建設工事に伴う産業廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法</p>	
<p>(4) 予測手法等          &lt;工事中&gt;          ア 既存建築物等の撤去及び建設工事に伴う産業廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法          (ア) 予測地域          計画地内とする。          (イ) 予測時期          工事期間全体とする。          (ウ) 予測方法          既存建築物等の規模、構造等の調査結果及び工事計画（施工計画、建築計画等）に基づき、既存の発生原単位や類似事例等を用いて、既存建築物等の撤去及び建設工事に伴い発生すると考えられる産業廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法を予測する。</p>	<p>(5) 評価手法等          &lt;工事中&gt;          ア 環境への影響の回避・低減の観点          工事（既存建築物等の撤去及び建設工事）の実施により発生する産業廃棄物の適正な処理・処分方法等について、その内容を明らかにし、評価の条件とする。          イ 評価方法          (ア) 既存建築物等の撤去及び建設工事に伴う産業廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法          「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」の内容及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p>

5. 3 建設発生土

項目		調査
廃棄物等	建設発生土	<p>(1) 調査項目</p> <p>ア 建設発生土の状況</p> <p>イ 関係法令等による基準等</p> <p>(2) 調査手法等</p> <p>ア 建設発生土の状況</p> <p>（ア）調査目的 建設発生土の再利用の状況等について把握し、本事業による建設発生土の発生及び処理が計画地及びその周辺に及ぼす影響について予測及び評価を行うための資料を得ることを目的とする。</p> <p>（イ）調査方法等</p> <p>a 既存資料調査 以下に示す既存資料を収集、整理し、建設発生土の状況等を把握する。 ・「建設副産物実態調査結果」等</p> <p>イ 関係法令等による基準等</p> <p>（ア）調査目的 環境保全目標を設定するための資料等を把握することを目的とする。</p> <p>（イ）調査方法等 以下に示す関係法令等の内容を整理する。 ・「資源の有効な利用の促進に関する法律」 ・「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」 ・「建設副産物適正処理推進要綱」 ・「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準 等</p>



予 測	評 価
<p>(3) 予測・評価項目          &lt;工事中&gt;          ア 建設工事に伴う建設発生土の量及び処理・処分方法</p>	
<p>(4) 予測手法等          &lt;工事中&gt;          ア 建設工事に伴う建設発生土の量及び処理・処分方法          (ア) 予測地域              計画地内とする。          (イ) 予測時期              工事期間全体とする。          (ウ) 予測方法              工事計画（施工計画、建築計画等）に基づき、掘削、切土工事等に伴う発生量と場内で利用する量を予測する。また、場外に搬出する場合には、その処理方法を明らかにする。</p>	<p>(5) 評価手法等          &lt;工事中&gt;          ア 環境への影響の回避・低減の観点              工事に発生する建設発生土の適正な処理・処分方法等について、その内容を明らかにし、評価の条件とする。          イ 評価方法              (ア) 建設工事に伴う建設発生土の量及び処理・処分方法                  「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」の内容及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p>

## 6 構造物の影響

### 6.1 景観

項目	調査																																		
構造物の影響	<p>景観</p> <p>(1) 調査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 地域景観の特性</li> <li>イ 代表的な眺望地点からの景観</li> <li>ウ 土地利用の状況</li> <li>エ 関係法令等による基準等</li> </ul> <p>(2) 調査手法等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 地域景観の特性           <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 調査目的               <p>計画地及びその周辺の主要な景観構成要素及び地域景観の特性を把握し、計画施設の存在による地域景観の特性の変化を比較検討するための資料を得ることを目的とする。</p> </li> <li>(イ) 調査方法等                   <ul style="list-style-type: none"> <li>a 既存資料調査                       <p>地形図等の既存資料を収集、整理し、計画地及びその周辺の主要な景観構成要素及び地域景観の特性を把握する。</p> </li> </ul> </li> </ul> </li> <li>イ 代表的な眺望地点からの景観           <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 調査目的               <p>計画地周辺の代表的な眺望地点を把握し、計画施設の存在が景観に及ぼす影響について予測・評価を行うための資料を得ることを目的とする。</p> </li> <li>(イ) 調査方法等                   <ul style="list-style-type: none"> <li>a 現地調査                       <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 調査項目                           <p>代表的な眺望地点からの景観とする。</p> </li> <li>(b) 調査地点                           <p>計画施設の眺望が可能と考えられる地点で、不特定多数の人が往来する道路や住宅地付近とし、下表のとおりとする (p. 170、写 7.6-1 及び p. 171、図 7.6-1 参照)。</p> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>																																		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 15%;">地点番号</th> <th style="width: 55%;">地点</th> <th style="width: 20%;">距離<sup>注2)</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center;">近景</td> <td style="text-align: center;">地点 1</td> <td>矢向踏切付近</td> <td style="text-align: center;">約230m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地点 2</td> <td>北西側T字路付近</td> <td style="text-align: center;">約160m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地点 3</td> <td>尻手公園</td> <td style="text-align: center;">約150m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地点 4</td> <td>ヨネッティー堤根付近</td> <td style="text-align: center;">約90m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地点 5</td> <td>川崎サイトシティ付近</td> <td style="text-align: center;">約210m</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">中景<sup>注1)</sup></td> <td style="text-align: center;">地点 6</td> <td>川崎福祉センター跡地付近</td> <td style="text-align: center;">約440m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地点 7</td> <td>南武支線高架付近</td> <td style="text-align: center;">約350m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地点 8</td> <td>川崎中学校付近</td> <td style="text-align: center;">約330m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">遠景</td> <td style="text-align: center;">地点 9</td> <td>川崎駅</td> <td style="text-align: center;">約870m</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 中景の地点については、計画地北側が大規模な事業所となっており、適切な地点がないことから3地点とした。</p> <p>注2) 堤根敷地の煙突位置から景観調査地点までの距離を示す。</p> <p>(c) 調査期間 景観の状況が把握できる時期に1回とする。</p> <p>(d) 調査方法 計画地周辺の主要な眺望地点からの写真撮影及び現地踏査による。</p>	区分	地点番号	地点	距離 <sup>注2)</sup>	近景	地点 1	矢向踏切付近	約230m	地点 2	北西側T字路付近	約160m	地点 3	尻手公園	約150m	地点 4	ヨネッティー堤根付近	約90m	地点 5	川崎サイトシティ付近	約210m	中景 <sup>注1)</sup>	地点 6	川崎福祉センター跡地付近	約440m	地点 7	南武支線高架付近	約350m	地点 8	川崎中学校付近	約330m	遠景	地点 9	川崎駅	約870m
区分	地点番号	地点	距離 <sup>注2)</sup>																																
近景	地点 1	矢向踏切付近	約230m																																
	地点 2	北西側T字路付近	約160m																																
	地点 3	尻手公園	約150m																																
	地点 4	ヨネッティー堤根付近	約90m																																
	地点 5	川崎サイトシティ付近	約210m																																
中景 <sup>注1)</sup>	地点 6	川崎福祉センター跡地付近	約440m																																
	地点 7	南武支線高架付近	約350m																																
	地点 8	川崎中学校付近	約330m																																
遠景	地点 9	川崎駅	約870m																																
	< p. 170 へ続く >																																		

予 測	評 価
<p>(3) 予測・評価項目            &lt;供用時&gt;            ア 主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度            イ 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度</p>	
<p>(4) 予測手法等            &lt;供用時&gt;            ア 主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度            (ア) 予測地域・予測地点            現地調査地点と同様とする。            (イ) 予測時期            工事完了後とする。            (ウ) 予測方法            計画地周辺の土地利用の状況と事業計画を対比し、景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度を定性的に予測する方法とする。            イ 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度            (ア) 予測地域・予測地点            現地調査地点と同様とする。            (イ) 予測時期            工事完了後とする。            (ウ) 予測方法            現況写真に完成予想図を合成するフォトモンタージュ法により予測する。</p>	<p>(5) 評価手法等            &lt;供用時&gt;            ア 環境への影響の回避・低減の観点            本事業では、周辺景観への影響を回避・低減するための措置を講ずる計画であり、これらの内容を明らかにし、評価の条件とする。            イ 評価方法            (ア) 主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度            「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」の内容及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。            (イ) 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度            「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」の内容及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p>

項目 調査

構造物の影響  
景観

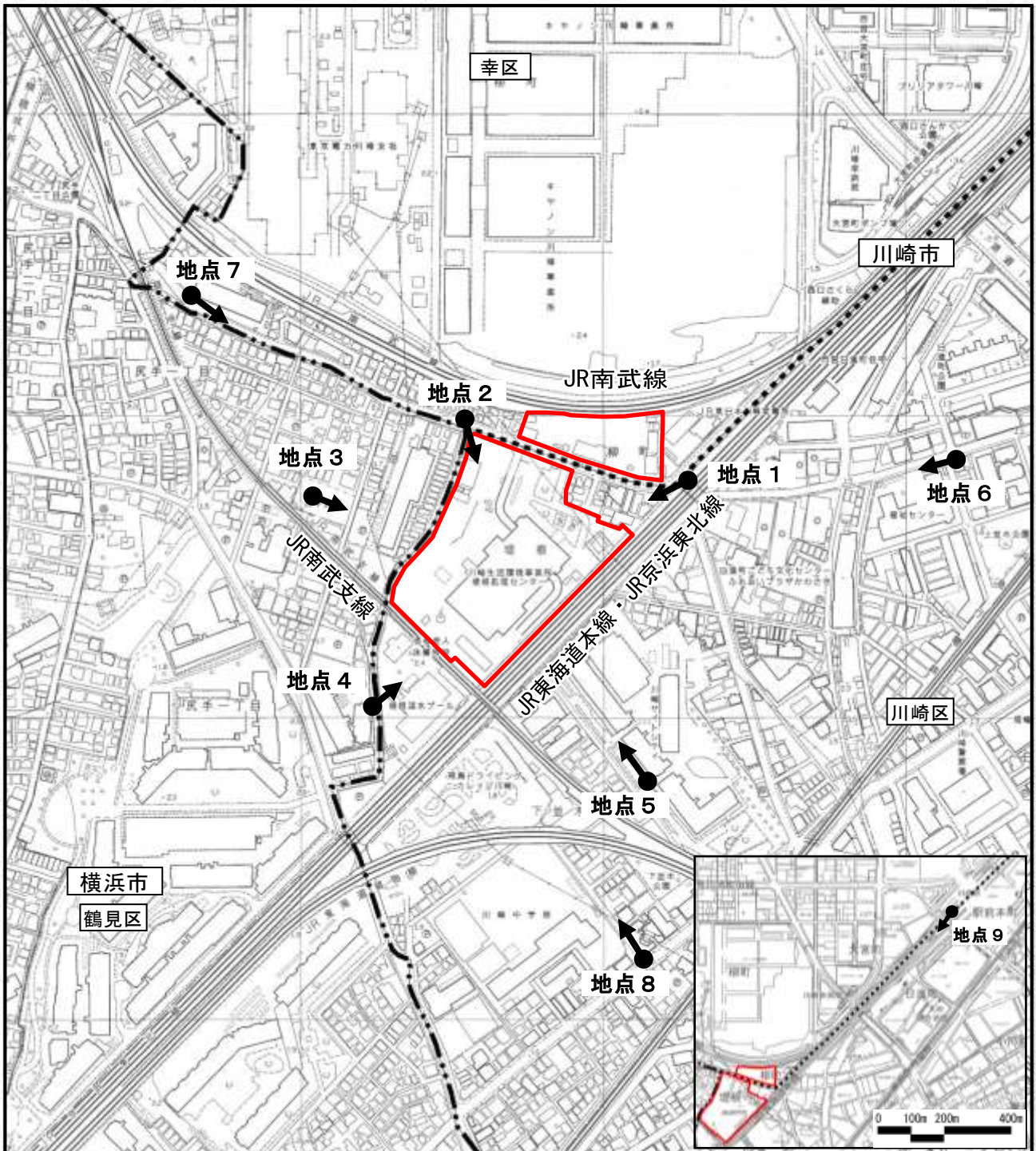
ウ 土地利用の状況  
 (ア) 調査目的  
 計画地及びその周辺の学校、病院、住宅等の分布状況その他の土地利用状況等を把握することを目的とする。  
 (イ) 調査方法等  
 a 既存資料調査  
 以下に示す既存資料を収集、整理し、計画地及びその周辺の土地利用の状況を把握する。なお、必要に応じて現地踏査により補足する。  
 ・「土地利用現況図」  
 ・「川崎市都市計画図」 等

エ 関係法令等による基準等  
 (ア) 調査目的  
 環境保全目標を設定するための資料等を把握することを目的とする。  
 (イ) 調査方法等  
 以下に示す関係法令等の内容を整理する。  
 ・「景観法」  
 ・「川崎市都市景観条例」  
 ・「川崎市景観計画」  
 ・「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準 等



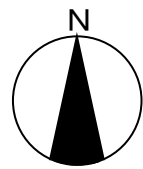
注) 地点 9 の赤枠は堤根処理センターの煙突を示す。

写 7.6-1 代表的な眺望点からの眺望の状況 (令和 2 年 4 月 14 日撮影)



凡 例

- 計画地
- ➔ 代表的な眺望地点
- 市境
- ⋯⋯ 区境



1 : 5,000



図 7.6-1 代表的な眺望点からの景観調査地点図

6. 2 日照障害

項目	調査
<p>構造物の影響</p> <p>日照障害</p>	<p>(1) 調査項目</p> <p>ア 日照障害の状況</p> <p>イ 地形の状況</p> <p>ウ 既存建築物の状況</p> <p>エ 土地利用の状況</p> <p>オ 関係法令等による基準等</p> <p>(2) 調査手法等</p> <p>ア 日照障害の状況</p> <p>(ア) 調査目的 計画施設により日影が生ずることによる影響に特に配慮すべき施設等の分布状況を把握することを目的とする。</p> <p>(イ) 調査方法等</p> <p>a 既存資料調査 以下に示す既存資料を収集、整理し、計画地周辺の日照障害の影響に特に配慮すべき施設等の分布状況を把握する。なお、必要に応じて現地踏査により補足する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地形図」</li> <li>・「土地利用現況図」 等</li> </ul> <p>イ 地形の状況</p> <p>(ア) 調査目的 日影の発生形態に影響を生ずると考えられる標高、土地の傾斜等を把握することを目的とする。</p> <p>(イ) 調査方法等</p> <p>a 既存資料調査 以下に示す既存資料を収集、整理し、計画地及びその周辺の地形の状況を把握する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地形図」 等</li> </ul> <p>ウ 既存建築物の状況</p> <p>(ア) 調査目的 日照の状況に影響すると考えられる計画地及びその周辺の比較的大規模な建築物の位置、形状及び高さを把握することを目的とする。</p> <p>(イ) 調査方法等</p> <p>a 既存資料調査 以下に示す既存資料を収集、整理し、計画地及びその周辺の既存建築物の状況を把握する。なお、必要に応じて現地踏査により補足する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「住宅地図」</li> <li>・「地形図」</li> <li>・「土地利用現況図」 等</li> </ul> <p>エ 土地利用の状況</p> <p>(ア) 調査目的 計画地及びその周辺の住宅地、商業地、工業地、道路用地等の分布状況その他の土地利用状況等及び規制状況を把握することを目的とする。</p> <p>(イ) 調査方法等</p> <p>a 既存資料調査 以下に示す既存資料を収集、整理し、計画地及びその周辺の土地利用の状況を把握する。なお、必要に応じて現地踏査により補足する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「土地利用現況図」</li> <li>・「川崎市都市計画図」 等</li> </ul> <p>オ 関係法令等による基準等</p> <p>(ア) 調査目的 環境保全目標を設定するための資料等を把握することを目的とする。</p> <p>(イ) 調査方法等 以下に示す関係法令等の内容を整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「建築基準法」</li> <li>・「川崎市建築基準条例」</li> <li>・「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準 等</li> </ul>

予 測	評 価
<p>(3) 予測・評価項目</p> <p>＜供用時＞</p> <p>ア 冬至日における日影の範囲、日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度</p> <p>イ 日照障害の影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度</p>	
<p>(4) 予測手法等</p> <p>＜供用時＞</p> <p>ア 冬至日における日影の範囲、日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度</p> <p>(ア) 予測地域・予測地点 計画地周辺とする。</p> <p>(イ) 予測時期 計画施設の完成後の冬至日とする。</p> <p>(ウ) 予測方法 平均地盤面±0 mにおける時刻別日影図及び等時間日影図を作成する方法により日影の影響の範囲を予測する。 また、関係法令等により規制される測定水平面での等時間日影図を作成する方法により日影の影響の範囲を予測する。</p> <p>イ 日照障害の影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度</p> <p>(ア) 予測地域・予測地点 計画施設の存在により日影が生じる範囲内に位置する配慮すべき施設とする。</p> <p>(イ) 予測時期 計画施設の完成後の冬至日とする。</p> <p>(ウ) 予測方法 平均地盤面±0 mにおける時刻別日影図及び等時間日影図を基に日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度を予測する。</p>	<p>(5) 評価手法等</p> <p>＜供用時＞</p> <p>ア 環境への影響の回避・低減の観点 本事業では、日照障害の影響を回避・低減するための措置を講ずる計画であり、これらの内容を明らかにし、評価の条件とする。</p> <p>イ 評価方法</p> <p>(ア) 冬至日における日影の範囲、日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」の内容及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p> <p>(イ) 日照障害の影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」の内容及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p>

### 6. 3 テレビ受信障害

項目	調査
構造物の影響 テレビ受信障害	<p>(1) 調査項目</p> <p>ア テレビ電波（地上波）の受信状況</p> <p>イ テレビ電波の送信の状況</p> <p>ウ 高層建築物及び住宅等の分布状況</p> <p>エ 地形及び工作物の状況</p> <p>(2) 調査手法等</p> <p>ア テレビ電波（地上波）の受信状況</p> <p>（ア）調査目的 計画地及びその周辺のテレビ電波の受信状況を把握し、供用時に発生するテレビ受信障害との比較を行うための資料を得ることを目的とする。</p> <p>（イ）調査方法等</p> <p>a 現地調査</p> <p>（a）調査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テレビ受信画像・品質の状況</li> <li>・テレビ電波の強度の状況</li> <li>・共聴設備等の設置状況等テレビ電波の受信形態</li> </ul> <p>（b）調査地域、調査地点 調査地域は机上検討でテレビ受信障害が予想される範囲とし、調査地点は、調査地域内の住居の存在や地形の状況、調査地域境界の状況を考慮して設定する。</p> <p>（c）調査期間 テレビ電波の受信状況を適切に把握できる時期に1回とする。</p> <p>（d）調査方法 テレビ電波の受信画像・品質及び強度の調査は、「建造物によるテレビ受信障害調査要領」及び「テレビ受信状況調査要領」（いずれも（社）日本CATV技術協会）等に定める方法に準拠し、テレビ電波の受信状況の調査は、電波測定車等による路上調査を基本とし、共聴設備等の設置状況等テレビ電波の受信形態は現地踏査により確認する。</p> <p>イ テレビ電波の送信の状況</p> <p>（ア）調査目的 計画地及びその周辺のテレビ電波の送信の状況を把握することを目的とする。</p> <p>（イ）調査方法等</p> <p>a 既存資料調査 以下に示す既存資料を収集、整理し、計画地及びその周辺のテレビ電波の送信の状況を把握する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「デジタル中継局開局情報」等</li> </ul> <p>ウ 高層建築物及び住宅等の分布状況</p> <p>（ア）調査目的 テレビ電波に影響すると考えられる計画地及びその周辺の高層建築物の位置、高さ、大きさ及びテレビ受信障害を受けることが予想される地域の住宅等の分布状況を把握することを目的とする。</p> <p>（イ）調査方法等</p> <p>a 既存資料調査 以下に示す既存資料を収集、整理し、計画地及びその周辺の高層建築物及び住宅等の分布状況を把握する。なお、必要に応じて現地踏査により補足する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「住宅地図」</li> <li>・「地形図」等</li> </ul> <p>エ 地形及び工作物の状況</p> <p>（ア）調査目的 テレビ電波の受信状況に影響を生ずると考えられる標高、土地の傾斜等の地形の状況及び工作物の状況を把握することを目的とする。</p> <p>（イ）調査方法等</p> <p>a 既存資料調査 以下に示す既存資料を収集、整理し、計画地及びその周辺の地形、工作物の状況を把握する。なお、必要に応じて現地踏査により補足する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地形図」等</li> </ul>



予 測	評 価
<p>(3) 予測・評価項目            &lt;供用時&gt;            ア テレビ受信障害の程度及び範囲（BS、CSを含む）</p>	
<p>(4) 予測手法等            &lt;供用時&gt;            ア テレビ受信障害の程度及び範囲（BS、CSを含む）            (ア) 予測地域・予測地点                電波到来方向を勘案し計画建物の規模から遮へい障害を及ぼす範囲とする。            (イ) 予測時期                計画施設の完成後とする。            (ウ) 予測方法                「建造物障害予測の手引き（地上デジタル放送）」（2005年3月（社）日本CATV技術協会）に基づき影響範囲を予測する。また、BS放送波及びCS放送波についても予測を行う。</p>	<p>(5) 評価手法等            &lt;供用時&gt;            ア 環境への影響の回避・低減の観点                本事業では、テレビ受信障害の影響を回避・低減するための措置を講ずる計画であり、これらの内容を明らかにし、評価の条件とする。            イ 評価方法            (ア) テレビ受信障害の程度及び範囲（BS、CSを含む）                「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」の内容及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p>

7 地域社会

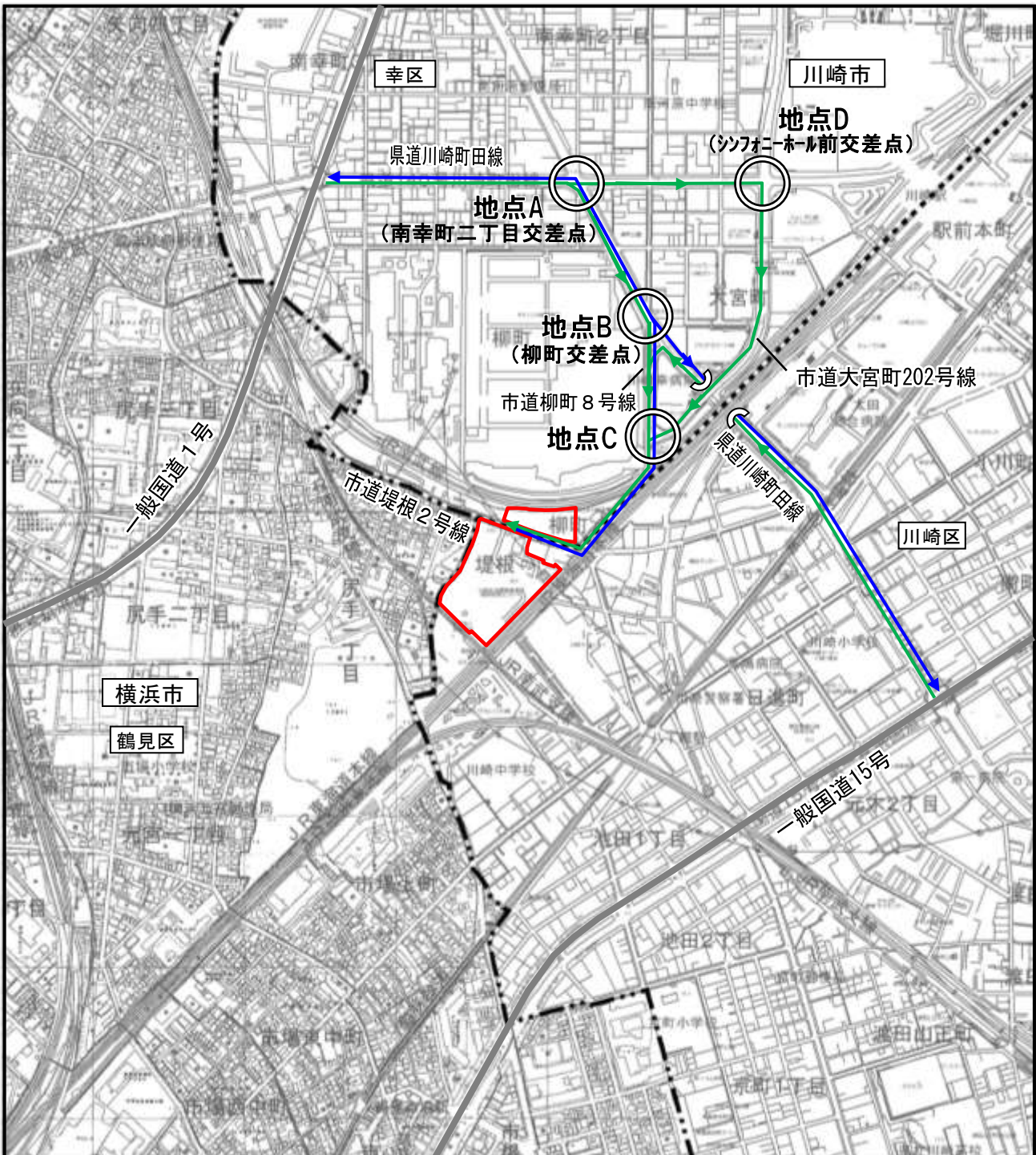
7. 1 地域交通（交通混雑、交通安全）

項目	調査
<p>地域社会 地域交通（交通混雑、交通安全）</p>	<p>(1) 調査項目            ア 地域交通の状況（日常生活圏等の状況、道路の状況、交通安全の状況）            イ 地形等の状況            ウ 土地利用の状況            エ 道路等に関する計画等</p> <p>(2) 調査手法等            ア 地域交通の状況            (ア) 日常生活圏等の状況              a 調査目的                計画地及びその周辺の指定通学路の状況等を把握し、工事中における児童・生徒等への安全確保についての資料を得ることを目的とする。              b 調査方法等                (a) 既存資料調査                  以下に示す既存資料を収集、整理し、計画地及びその周辺の日常生活圏等の状況を把握する。なお、必要に応じて現地踏査により補足する。                  ・「川崎市教育委員会資料（通学路等）」                  ・「川崎区ガイドマップ」                  ・「住宅地図」等                (イ) 道路の状況                  a 調査目的                    自動車交通量、主要交差点部における交通処理の状況等を把握し、工事中における交通量の変化との比較を行うための資料を得ること、並びに工事中における予測条件等のための資料を得ることを目的とする。                  b 調査方法等                    (a) 既存資料調査                      ①調査項目                        ・道路の分布      ・自動車交通量の状況                      ②調査地点                        計画地周辺とする。                      ③調査方法                        道路の分布は、地形図、都市計画図等の既存資料により把握する。                        自動車交通量の状況については、道路交通センサス調査（全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査）等の既存資料により把握する。                    (b) 現地調査                      ①調査項目                        ・自動車交通量の状況      ・主要交差点部における交通処理の状況                      ②調査地点                        工事用車両の走行ルートとなる市道柳町8号線、県道川崎町田線、市道大宮町202号線の4交差点とする（p.179、図7.7-1参照）。                      ③調査時期                        代表的な交通量の実態を把握しうる平日の12時間（7～19時）とする。                      ④調査方法                        自動車交通量は、通過する車両の台数を方向別、時間別及び車種別にハンドカウンターを用いて観測する。なお、車種分類は、ナンバープレートにより区分し、大型車、小型車の2車種及び自動二輪車とする。また、道路状況（車線数、規制速度及び道路断面構成）については目視により把握する。</p>

<p. 178 へ続く>

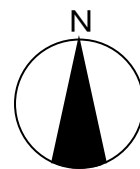
予 測	評 価
<p>(3) 予測・評価項目</p> <p>&lt;工事中&gt;</p> <p>ア 工事用車両の走行に伴う交通流</p> <p>イ 工事用車両の走行に伴う交通安全</p>	
<p>(4) 予測手法等</p> <p>&lt;工事中&gt;</p> <p>ア 工事用車両の走行に伴う交通流</p> <p>(ア) 予測地域・予測地点        現地調査と同様の地点とし、工事用車両の走行ルートとなる市道柳町8号線、県道川崎町田線、市道大宮町202号線の4交差点とする（p.179、図7.7-1参照）。</p> <p>(イ) 予測時期        工事用車両の走行台数が最大となる時期とする。</p> <p>(ウ) 予測方法        一般交通量に工事用車両台数を加えた台数を基に、「平面交差の計画と設計 基礎編 - 計画・設計・交通信号制御の手引き -」（平成30年11月（一社）交通工学研究会）に示される方法を用いて交差点需要率を予測する。</p> <p>イ 工事用車両の走行に伴う交通安全</p> <p>(ア) 予測地域・予測地点        計画地周辺の主要な工事用車両の走行ルートとし、市道堤根2号線、市道柳町8号線、県道川崎町田線及び市道大宮町202号線を対象とする（p.179、図7.7-1参照）。</p> <p>(イ) 予測時期        工事期間全体とする。</p> <p>(ウ) 予測方法        交通安全施設の設置状況等を踏まえ、歩行者等に対する安全の状況を予測する。</p>	<p>(5) 評価手法等</p> <p>&lt;工事中&gt;</p> <p>ア 環境への影響の回避・低減の観点        本事業では工事に際して交通流、交通安全への影響を回避・低減するため措置を講ずることから、これらの内容を予測条件として評価する。</p> <p>イ 評価方法</p> <p>(ア) 工事用車両の走行に伴う交通流        「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」の内容及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p> <p>(イ) 工事用車両の走行に伴う交通安全        「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」の内容及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p>

項目	調査
地域社会 地域交通（交通混雑、交通安全）	<p>(ウ) 交通安全の状況</p> <p>a 調査目的            計画地及びその周辺の交通安全施設の設置状況を把握し、工事中における交通安全への影響を予測するための資料を得ることを目的とする。</p> <p>b 調査方法等</p> <p>(a) 現地調査</p> <p>① 調査項目            ・交通安全施設の設置状況      ・交通事故の発生状況</p> <p>② 調査地点            工事用車両の走行ルートとする。</p> <p>③ 調査時期            「(イ) 道路の状況」の現地調査時期にあわせて実施する。</p> <p>④ 調査方法            交通安全施設の設置状況は、現地踏査により信号機、横断歩道等の位置及び歩車分離状況について把握する。また、交通事故の発生状況については、所轄警察署へのヒアリング等により把握する。</p> <p>イ 地形等の状況</p> <p>(ア) 調査目的            計画地及びその周辺において、地域住民の生活圏、交通経路、交通安全等に関連すると考えられる地形などの状況を把握することを目的とする。</p> <p>(イ) 調査方法等</p> <p>a 既存資料調査            以下に示す既存資料を収集、整理し、計画地及びその周辺の地形等の状況を把握する。なお、必要に応じて現地踏査により補足する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地形図」 等</li> </ul> <p>ウ 土地利用の状況</p> <p>(ア) 調査目的            計画地及びその周辺の学校、病院、住宅等の分布状況その他の土地利用状況等を把握することを目的とする。</p> <p>(イ) 調査方法等</p> <p>a 既存資料調査            以下に示す既存資料を収集、整理し、計画地及びその周辺の土地利用の状況を把握する。なお、必要に応じて現地踏査により補足する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「土地利用現況図」</li> <li>・「川崎市都市計画図」 等</li> </ul> <p>エ 道路等に関する計画等</p> <p>(ア) 調査目的            本事業との関連が想定される交通計画、道路計画等の状況を把握するとともに、将来人口の増加により計画地周辺の交通への影響を及ぼす可能性のある周辺開発の事業計画等を把握することを目的とする。</p> <p>(イ) 調査方法等</p> <p>a 既存資料調査            既存資料を収集、整理し、本事業との関連が想定される交通計画、道路計画等の状況を把握する。</p>



凡 例

- 計画地
- ◎ 交通量調査地点
- ← 工事用車両走行ルート (搬入)
- ← 工事用車両走行ルート (搬出)
- 市境
- ..... 区境



1 : 10,000



図 7.7-1 交通量調査地点図

8 安全（火災、爆発、化学物質の漏洩等）

項目	調査
安全 安全（火災、爆発、化学物質の漏洩等）	<p>(1) 調査項目</p> <p>ア 過去の災害等の状況</p> <p>イ 気象の状況</p> <p>ウ 地形及び工作物の状況</p> <p>エ 周辺の土地利用等の状況</p> <p>オ 関係法令等による基準等</p> <p>(2) 調査手法等</p> <p>ア 過去の災害等の状況</p> <p>(ア) 調査目的 計画地及びその周辺における過去の災害等の状況を把握し、危険物等の安全性の確保の程度について予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>(イ) 調査方法等</p> <p>a 既存資料調査 以下に示す既存資料を収集、整理し把握する。また、類似事例として、既存の堤根処理センターの過去の火災、爆発、有害な化学物質の漏洩等の災害等の状況を調査する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「消防年報」（川崎市）</li> <li>・「環境局事業概要－公害編－」（川崎市） 等</li> </ul> <p>イ 気象の状況</p> <p>(ア) 調査目的 計画地及びその周辺における気象の状況を把握し、危険物等の安全性の確保の程度について予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>(イ) 調査方法等</p> <p>a 既存資料調査 以下に示す既存資料を収集、整理し、計画地周辺の気象の状況を把握する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「川崎市の大気データ」（川崎市ホームページ）</li> <li>・「環境局事業概要－公害編－」（川崎市） ・その他川崎市等の公表資料 等</li> </ul> <p>ウ 地形及び工作物の状況</p> <p>(ア) 調査目的 計画地及びその周辺の地形及び工作物の状況を把握することを目的とする。</p> <p>(イ) 調査方法等</p> <p>a 既存資料調査 以下に示す既存資料を収集、整理し、計画地及びその周辺の地形及び工作物の状況を把握する。なお、必要に応じて現地踏査により補足する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地形図」 等</li> </ul> <p>エ 周辺の土地利用等の状況</p> <p>(ア) 調査目的 計画地及びその周辺の学校、病院、住宅等の分布状況その他の土地利用状況等を把握することを目的とする。</p> <p>(イ) 調査方法等</p> <p>a 既存資料調査 以下に示す既存資料を収集、整理し、計画地及びその周辺の土地利用の状況を把握する。なお、必要に応じて現地踏査により補足する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「土地利用現況図」</li> <li>・「川崎市都市計画図」 等</li> </ul> <p>オ 関係法令等による基準等</p> <p>(ア) 調査目的 環境保全目標を設定するための資料等を把握することを目的とする。</p> <p>(イ) 調査方法等 以下に示す関係法令等の内容を整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「高圧ガス保安法」</li> <li>・「消防法」</li> <li>・「毒物及び劇物取締法」</li> <li>・「川崎市火災予防条例」</li> <li>・「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」</li> <li>・「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準 等</li> </ul>

予 測	評 価
<p>(3) 予測・評価項目          &lt;供用時&gt;          ア 危険物等に関する安全性の確保の程度</p>	
<p>(4) 予測手法等          &lt;供用時&gt;          ア 危険物等に関する安全性の確保の程度            (ア) 予測地域・予測地点              計画地内とする。            (イ) 予測時期              供用時において、計画施設の稼働が定常の状態になる時期とする。            (ウ) 予測方法              事業計画（危険物に関する安全対策等）の内容と類似事例から推定する方法により定性的に予測する。</p>	<p>(5) 評価手法等          &lt;供用時&gt;          ア 環境への影響の回避・低減の観点            本事業では、緊急時の対応に関する組織体制の策定や防災訓練など危険物等に関する安全確保のための各種安全対策を講じる計画であり、これらの内容を明らかにし、評価の条件とする。          イ 評価方法            (ア) 危険物等に関する安全性の確保の程度              「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」の内容及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p>

9 温室効果ガス

項目		調査
温室効果ガス	温室効果ガス	<p>(1) 調査項目</p> <p>ア 原単位の把握</p> <p>イ 地域内のエネルギー資源の状況</p> <p>ウ 関係法令等による基準等</p> <p>(2) 調査手法等</p> <p>ア 原単位の把握</p> <p>(ア) 調査目的 温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量を算出するための資料（原単位）を得ることを目的とする。</p> <p>(イ) 調査方法等</p> <p>a 既存資料調査 以下に示す既存資料を収集、整理し、原単位を把握する。 ・「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」に基づき定められた排出係数 等</p> <p>イ 地域内のエネルギー資源の状況</p> <p>(ア) 調査目的 計画地周辺における地域内のエネルギー資源の供給範囲、熱源、供給能力等について把握することを目的とする。</p> <p>(イ) 調査方法等</p> <p>a 既存資料調査 計画地周辺における供給範囲、熱源、供給能力等に関する既存資料を収集、整理し、地域内のエネルギー資源の状況について把握する。また、市内の類似施設におけるエネルギーの有効利用の状況（エネルギー回収率）について調査する。</p> <p>ウ 関係法令等による基準等</p> <p>(ア) 調査目的 環境保全目標を設定するための資料等を把握することを目的とする。</p> <p>(イ) 調査方法等 以下に示す関係法令等の内容を整理する。 ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」 ・「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（省エネ法） ・「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例」 ・「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」 ・「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準 等</p>



予 測	評 価
<p>(3) 予測・評価項目          &lt;供用時&gt;          ア 施設の稼働による温室効果ガスの排出量及びその削減の程度</p>	
<p>(4) 予測手法等          &lt;供用時&gt;          ア 施設の稼働による温室効果ガスの排出量及びその削減の程度          (ア) 予測地域・予測地点          計画地内とする。          (イ) 予測時期          供用時において、計画施設の稼働が定常の状態になる時期とする。          (ウ) 予測方法          a 予測条件          焼却廃棄物量、燃料使用量、発電量等とする。          b 予測方法          現況調査により把握する原単位及び事業計画（焼却廃棄物量、燃料使用量、発電量等）から温室効果ガスの排出量及び削減量を算出する方法とする。</p>	<p>(5) 評価手法等          &lt;供用時&gt;          ア 環境への影響の回避・低減の観点          本事業では、温室効果ガスの排出を極力低減するための措置を講じる計画であり、これらの内容を明らかにし、評価の条件とする。          イ 評価方法          (ア) 施設の稼働による温室効果ガスの排出量及びその削減の程度          「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」の内容及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p>

